新潟市公告第７９号

入　札　公　告

下記のとおり一般競争入札を行うので，地方自治法施行令（昭和 22 年政令第16号）第167条の6 及び新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき公告する。

平成 20 年 2 月 28 日

新潟市長 篠田 昭

１　調達内容

⑴ 調達サービス名及び数量

新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務委託　一式

⑵ 調達サービスの内容等

一般仕様書，特記仕様書及び業務要求水準書（以下，「仕様書等」という。）に定めるとおり。

⑶ 履行場所

新潟市北区島見町3700番地1（新潟市島見浄化センター内）　ほか

⑷ 履行期間

平成 20 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日まで

⑸ 予定価格

金 26,980,000 円　（３年間の総価）　（注）消費税及び地方消費税の額を含まない。

⑹ 入札方法

総価で入札に付する。落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので，競争加入者又はその代理人は，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者の形態は，単独企業又は共同企業体とし，次のすべての資格要件を満たすものとする。

⑴ 共通の資格要件（単独企業及び共同企業体の構成員）

① 新潟市の競争入札参加資格（業務委託）確認において資格を有すると認められる者であること。

② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

③ 会社更生法（平成 14 年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること（同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。）及び民事再生法（平成 11 年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。）。

④ 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑤ 新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領での別表２の１０の適用に該当しない者であること。

⑥ 新潟市白根中央浄化センター・島見浄化センター包括的民間委託審査委員会の委員（新潟市職員を除く。）が属する組織に該当しない者であること。

⑦　下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和 62 年 7 月 9 日建設省告示第1348号）第2条の規定に基づく登録を受けている者であること。

平成16年度以降に，新潟県内において下水道法（昭和 33 年法律第79号）に基づく終末処理場の運転管理業務の受託実績（当該施設の下水道管理者が発注する業務又は当該施設の下水道管理者が管理を認めた公的機関が発注する業務に限る。）を有する者であること（ただし，共同企業体としての実績は，代表者であるものに限る。）。

⑧　当該調達の入札に参加する他の単独企業又は共同企業体の構成員に該当しない者であること。

⑨　新潟県内に本社・支社・支店・営業所のいずれかを有する者であること。（ただし，共同企業体の場合は，構成員のいずれかが有する者であること。）。

⑵単独企業の資格要件

①　下水道法施行令（昭和 34 年政令第147号）第15条の3の各号に定める資格を有する技術者を，配置できる者であること。

②　次に掲げる資格を有する者を１名以上配置することができる者であること。

(ｱ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

(ｲ) 玉掛技能講習修了者又は玉掛業務の特別教育の修了者

③　平成16年度以降に，次のいずれかの受託実績（当該施設の下水道管理者が発注する業務又は当該施設の下水道管理者が管理を認めた公的機関が発注する業務に限る。）を有する者であること（ただし，共同企業体としての実績は，代表者であるものに限る。）。

(ｱ) 下水道法に基づく終末処理場のうち，処理法がオキシデーションディッチ法である施設の運転管理業務。

(ｲ) 下水道法に基づく終末処理場のうち，供用開始後15年以上経過した施設の運転管理業務。

⑶共同企業体の資格要件

①　共同企業体のすべての構成員は，⑴の資格要件を満たす者であること。

②　共同企業体の構成員数は，2社又は3社とすること。

③　共同企業体の出資比率は，構成員の数が2社である場合は30パーセント以上，構成員の数が3社である場合は20パーセント以上であること。

④　共同企業体の代表者の出資比率は，他の構成員の出資比率より大きいこと。

⑤　共同企業体の代表者は，⑵の資格要件を満たす者であること。

⑥　共同企業体の運営形態は，各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。

⑷参加資格の喪失

構成員又は協力企業が，参加資格確認申請書類の受付締切日から落札者の決定までの間に⑵に掲げる資格を欠くこととなった場合は，当該応募者の入札参加資格を取り消すものとする。

３　入札手続等

⑴担当部局，問合せ先及び契約条項を示す場所

郵便番号950-1146
新潟市中央区太右エ門新田1422番地3
新潟市下水道部下水道管理センター維持管理課管理係
電　話：025-281-9060
ＦＡＸ：025-284-5849
E-mail：iji.ps@city.niigata.lg.jp

⑵入札説明書等の公開日及び入手方法

平成 20 年 2 月 28 日から新潟市下水道部ホームページでダウンロードすること。
http://www.city.niigata.jp/info/geki/

⑶一般競争入札参加申請書の提出期間，場所及び提出方法

平成 20 年 2 月 28 日 9 時から平成 20 年 3 月 14 日 17 時までに，上記３(1)に持参又は郵送により提出すること。持参の場合は，提出期間内の土曜日，日曜日及び祝祭日を除く毎日，9 時から 17 時まで（12 時から13 時までを除く。）に提出すること。郵送の場合は，書留又は配達記録郵便にて提出期間内必着で提出すること。

(4)現地確認申込書の提出期間，場所及び提出方法

現地確認及び関係資料の閲覧を希望する者は，上記３(3) と同様，平成 20 年 2 月 28 日 9 時から平成 20 年 3 月 14 日 17 時までに，上記３(1)に電子メールにより提出すること。

(5)仕様書等についての質疑書の提出期間，場所及び提出方法

平成 20 年 2 月 28 日 9 時から平成 20 年 3 月 14 日 17 時までに，上記３(1)に電子メールにより提出すること。

(6)質疑書に対する回答

平成 20 年 3 月 14 日までに一般競争入札参加申請書の提出のあったすべての者に電子メールにて平成 20 年 3 月 28 日まで回答する。

(7)開札の日時，場所

日　　時　　平成 20 年 5 月 8 日　13 時 10 分

場　　所　　新潟市下水道管理センター　２階　第１会議室　（新潟市中部下水処理場内）

(8)入札書類の提出期間，場所及び提出方法

平成 20 年 5 月 1 日 9 時から平成 20 年 5 月 7 日 17 時までに，上記３(1)に持参又は郵送により提出すること。持参の場合は，提出期間内の土曜日，日曜日及び祝祭日を除く毎日，9 時から 17 時まで（12 時から13 時までを除く。）に提出すること。郵送の場合は，書留又は配達記録郵便にて提出期間内必着で提出すること。

４　その他

(1)契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2)入札保証金

免除する。

(3)契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし，規則第34条第1項第2号及び第3号に該当する場合は免除する。

(4)入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。なお，以下の(ｴ)又は(ｵ)に該当する入札は，その入札の全部を無効とすることができる。また，入札の効力は市長が決定することとし，この場合において，入札参加者は，その決定に対して異議を申し立てることができない。

(ｱ) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

(ｲ) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

(ｳ) 入札者が2 以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札

(ｴ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札

(ｵ) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札

(ｶ) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札

(ｷ) 入札公告等において示した入札書類の提出期間内に到着しなかった入札

(ｸ) その他入札に関する条件に違反してした入札

(5)落札者の決定方法

(ｱ) 有効な入札書類を提示した者であって，別紙に定める落札者決定基準により総合評価点を算定し，総合評価点の最も高い者を契約の相手方とする。

(ｲ) 総合評価点が最も高い者が二者以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない職員にこれを代わってくじを引かせ，落札者を決定する。

(ｳ) 落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額，総合評価点並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）を，当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 入札参加資格の決定を受けていない者の参加

上記２(1)①に掲げる入札参加資格の決定を受けていない者が競争に参加するためには，当該入札参加資格を有する旨の決定を受けなければならない。

(8) 長期継続契約

本契約は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３の規定による長期継続契約であるため，本契約締結日の属する年度の翌年度以降において，歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は，本契約を変更又は解除することがある。

(9) その他

(ｱ) 当該調達に関し，苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは，契約を停止し，又は解除することがある。

(ｲ) 詳細は，入札説明書によるものとする。

(ｳ) 本契約は，予算の議決を要し，契約締結日は新年度とする。

別紙　落札者決定基準

１　総合評価の方法

総合評価は，加算方式で行う。

総合評価点の満点は，200点満点とし，価格要素としての価格評価点を100点，非価格要素としての技術評価点を100点とする。

総合評価点　＝ 価格評価点　＋　技術評価点

２　価格の評価

価格の評価は，以下の計算式により価格評価点を算出して行う。

点数は，小数点以下第２位を四捨五入した値とする。

なお，入札価格が予定価格を上回っている場合は無効とする。

価格評価点　＝　最低入札価格　／　当該入札価格　×　100

３　技術提案書の評価

(1) 審査項目及び配点

以下の表に定める審査項目ごとに採点評価し，その合計点をもって当該入札参加者の素点を算出して行う。各審査項目における評価の視点は，入札説明書のとおりとする。

区分	審査項目	配点（点）
技術提案書	実施方針及び体制の提案	30
	運転管理業務提案	25
	保守管理業務提案	25
	その他の提案	10
ヒアリング	質疑応対，説明能力	10
合計		100

⑵技術提案書の評価

３⑴にて算出した素点をもとに，以下の計算式により技術評価点を算出して行う。

点数は，小数点以下第２位を四捨五入した値とする。

なお，入札価格が予定価格を上回っている場合は無効とする。

技術評価点　＝　当該素点　／　素点最高点　×　100

４　落札者の決定

⑴総合評価点の最も高い者を落札者とする。

⑵総合評価点の最も高い者が複数ある場合には，当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。なお，当該者のうちくじを引かない者があるときは，当該入札事務に関係のない市の職員が代わりにくじを引き落札者を決定する。

入　札　説　明　書

調 達 サ ー ビ ス 名

新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務委託

平成２０年２月

新潟市下水道部下水道管理センター

施設管理課

この入札説明書は，地方自治法（昭和22年法律第67号），地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。），新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。），当該調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか，本市が発注する調達契約に関し，一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し，かつ，遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1　競争入札に付する事項

(1) 調達サービス名及び数量

新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務　一式

(2) 調達サービスの内容等

一般仕様書，特記仕様書及び業務要求水準書（以下，「仕様書等」という。）に定めるとおり。

(3) 履行場所

新潟市北区島見町3700番地1（新潟市島見浄化センター内）　ほか

(4) 履行期間

平成 20 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日まで

(5) 入札方法

総価で入札に付する。落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので，競争加入者又はその代理人は,消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず,契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者の形態は，単独企業又は共同企業体とし，次のすべての資格要件を満たすものとする。

(1) 共通の資格要件（単独企業及び共同企業体の構成員）

① 新潟市の競争入札参加資格（業務委託）確認において資格を有すると認められる者であること。

② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

③ 会社更生法（平成 14 年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること（同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。）及び民事再生法（平成 11 年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。）。

④ 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑤ 新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領での別表２の１０の適用に該当しない者であること。

⑥ 新潟市白根中央浄化センター・島見浄化センター包括的民間委託審査委員会の委員（新潟市職員を除く。）が属する組織に該当しない者であること。

⑦　下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和 62 年 7 月 9 日建設省告示第1348号）第2条の規定に基づく登録を受けている者であること。

⑧　平成16年度以降に，新潟県内において下水道法（昭和 33 年法律第79号）に基づく終末処理場の運転管理業務の受託実績（当該施設の下水道管理者が発注する業務又は当該施設の下水道管理者が管理を認めた公的機関が発注する業務に限る。）を有する者であること（ただし，共同企業体としての実績は，代表者であるものに限る。）。

⑨　当該調達の入札に参加する他の単独企業又は共同企業体の構成員に該当しない者であること。

⑩　新潟県内に本社・支社・支店・営業所のいずれかを有する者であること。（ただし，共同企業体の場合は，構成員のいずれかが有する者であること。）。

(2) 単独企業の資格要件

①　下水道法施行令（昭和 34 年政令第147号）第15条の3の各号に定める資格を有する技術者を，配置できる者であること。

②　次に掲げる資格を有する者を１名以上配置することができる者であること。

(ｱ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技術者講習修了者

(ｲ) 玉掛技能講習修了者又は玉掛業務の特別教育の修了者

③　平成16年度以降に，次のいずれかの受託実績（当該施設の下水道管理者が発注する業務又は当該施設の下水道管理者が管理を認めた公的機関が発注する業務に限る。）を有する者であること（ただし，共同企業体としての実績は，代表者であるものに限る。）。

(ｱ) 下水道法に基づく終末処理場のうち，処理法がオキシデーションディッチ法である施設の運転管理業務。

(ｲ) 下水道法に基づく終末処理場のうち，供用開始後15年以上経過した施設の運転管理業務。

(3) 共同企業体の資格要件

①　共同企業体のすべての構成員は，(1)の資格要件を満たす者であること。

②　共同企業体の構成員数は，2社又は3社とすること。

③　共同企業体の出資比率は，構成員の数が2社である場合は30パーセント以上，構成員の数が3社である場合は20パーセント以上であること。

④　共同企業体の代表者の出資比率は，他の構成員の出資比率より大きいこと。

⑤　共同企業体の代表者は，(2)の資格要件を満たす者であること。

⑥　共同企業体の運営形態は，各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。

(4) 参加資格の喪失

構成員又は協力企業が，参加資格確認申請書類の受付締切日から落札者の決定までの間に(2)に掲げる資格を欠くこととなった場合は,当該応募者の入札参加資格を取り消すものとする。

3　問合せ先等

(1) 契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問合せ先

郵便番号950-1146

新潟市中央区太右エ門新田1422番地3

新潟市下水道部下水道管理センター維持管理課管理係
電　話：025-281-9060
ＦＡＸ：025-284-5849
E-mail：iji.ps@city.niigata.lg.jp

(2) 施設及び仕様書等に関する問合せ先
郵便番号950-1146
新潟市中央区太右エ門新田1422番地3
新潟市下水道部下水道管理センター施設管理課処理場係
電　話：025-281-9201
ＦＡＸ：025-284-5849
E-mail：shisetsu.ps@city.niigata.lg.jp

4　落札者の決定方法

当該調達は，総合評価一般競争入札により落札者を決定する。当該調達における落札者の決定方法は，次のとおりとする。

(1) 入札参加資格の確認

競争加入者は，一般競争入札参加申請書を下記５に定めるとおり提出しなくてはならない。一般競争入札参加申請書の提出を受け，上記２に定める入札に参加する者に必要な資格の確認を行い，入札参加資格を有していると認めた者には，入札参加資格確認通知書を送付する。なお，入札参加資格を有していないと認められた者は，以降の当該入札に参加できないものとする。

(2) 入札書及び技術提案書の受理

入札参加者から提出された入札書及び技術提案書が作成要領に示す不受理の条件に適合しないことを確認の上，入札書および技術提案書を受理する。受理した技術提案書は，審査委員会の各審査委員に配布する。

(3) 開札

入札者又はその代理人の立会いのもと，事前に受理した入札書の開札を行い，当該入札書の入札金額が予定価格の制限の範囲内になかったものは失格とする。入札金額が予定価格の制限の範囲内に一件も無い場合は再入札とする。審査委員会は，この落札者決定基準に基づいて当該入札書の入札金額から価格評価値を算定する。なお，算定した価格評価値は，落札結果を公表する時まで非公表とする。

(4) ヒアリングの実施（審査委員会）

審査委員会は，入札参加者に対し技術提案書の内容についてヒアリングを行う。

(5) 技術提案書及びヒアリング実施結果の審査（審査委員会）

審査委員会は，この落札者決定基準に基づいて技術提案書及びヒアリングの実施結果を審査し，技術評価値の算定を行う。なお，算定した技術評価値は，落札結果を公表する時まで非公表とする。

(6) 落札者の決定

審査委員会は，下記10に定める落札者決定基準に基づいて決定する。

5　一般競争入札参加申請等

(1) 競争加入者は，一般競争入札参加申請書を，平成 20 年 2 月 28 日 9 時から平成 20 年 3 月 14 日 17 時までに上記３の場所に持参又は郵送により正本１部，副

本10部の一式揃えて提出すること。持参の場合は，提出期間内の土曜日，日曜日及び祝祭日を除く毎日，9 時から 17 時まで（12 時から13 時までを除く。）に提出すること。郵送の場合は，書留又は配達記録郵便にて提出期間内必着で提出すること。

(2) 競争加入者は，次の各号に掲げる書類とあわせて一般競争入札参加申請書を提出しなければならない。ただし，競争加入者が単独企業である場合は，①，②は不要とする。また，現地確認及び関係資料の閲覧を希望しない場合は，⑧は不要とする。

① 委任状
② 新潟市島見浄化センター包括的維持管理業務委託共同企業体協定書
③ 過去３年間の維持管理実績
④ 前号を証明する書類
⑤ 総括責任者等選任書
⑥ 全号の資格及び雇用関係を証明する書類
⑦ 秘密保持誓約書
⑧ 現地確認申込書

(3) 競争加入者は，別途定めた様式に沿って一般競争入札参加申請書及び(2)に掲げる各種書類を作成すること。

(4) 競争加入者は，提出された書類に関し説明を求められた場合は，これに応じるものとする。

(5) 一般競争入札参加資格の確認結果の通知　　平成 20 年 3 月 28 日

6　入札及び開札

(1) 開札日時及び場所

① 日　時　平成 20 年 5 月 8 日　13 時 10 分
② 場　所　新潟市下水道管理センター　２階　第１会議室
（中部下水処理場内）

(2) 入札書類の提出期間，場所及び提出方法

① 提出期間　平成 20 年 5 月 1 日から平成 20 年 5 月 7 日まで
② 提出期限　平成 20 年 5 月 7 日 17 時
③ 提出先　上記３（１）の場所に持参又は郵送により提出すること。持参の場合は，提出期間内の土曜日，日曜日及び祝祭日を除く毎日，9 時から 17 時まで（12 時から13 時までを除く。）に提出すること。郵送の場合は，書留又は配達記録郵便にて提出期間内必着で提出すること。

(3) 競争加入者又はその代理人は，仕様書等，委託契約書及び規則を熟知の上，入札書類を提出しなければならない。仕様書等及び委託契約書について疑義がある場合は，質疑書を平成 20 年 2 月 28 日 9 時から平成 20 年 3 月 14 日 17 時まで，上記３（１）へ電子メールにより提出すること。平成 20 年 3 月 14 日までに一般競争入札参加申請書の提出のあったすべての者に電子メールにて平成 20 年 3 月 28 日までに回答する。

(4) 競争加入者又はその代理人は，本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。

(5) 入札室には，競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。た

だし，入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は，付添人を認めることがある。

(6) 競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻後においては，入札室に入室することができない。

(7) 競争加入者又はその代理人は，入札室に入室しようとするときは，入札担当職員に一般競争入札参加資格の確認結果の通知書(写し可)並びに代理人をして入札させる場合においては，入札権限に関する委任状を提出すること。

(8) 競争加入者又はその代理人は，入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札室を退室することはできない。

(9) 競争加入者又はその代理人は，別途定めた様式に沿って入札書類を作成すること。

(10) 競争加入者又はその代理人は，次の各号に掲げる入札書類を，提出しなければならない。①については調達サービス名，開札日時及び競争加入者の氏名（法人にあってはその名称又は商号。共同企業体にあっては共同企業体の名称。）を記載した封筒に入れ，１部提出するものとする。ただし，郵送により提出する場合は，二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きしたものに封緘し，提出するものとする。②については調達サービス名及び入札者名を背表紙に記したＡ４版縦のフラットファイルに綴ったもの11部（正本１部，副本10部）及び技術提案書の電子データ（Adobe Reader 7.0で閲覧可能なPDF形式とする。）をCD-Rに書き込み表面に調達サービス名及び入札者名を印字したもの１部を揃えて提出するものとする。

① 入札書

② 技術提案書

(11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本国通貨による表示とすること。

(12) 競争加入者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておくこと。ただし，入札書類の提出後の訂正，差し替え，再提出又は撤回は認めない。

(13) 競争加入者又はその代理人は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。

(14) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき，又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは，入札を中止し，又は入札期日を延期することがある。

(15) 談合情報等により，公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは，抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

(16) 開札は，競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において，競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(17) 開札した場合においては，競争加入者又はその代理人の入札のうち，予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，直ちに再度の入札を行う。競争加入者又は代理人が開札に立ち会わない場合は，再入札に参加する意思がないものとみなす。また，後記９の各号に該当する無効入札をした者は，再入札に加わることができない。

(18) 再入札は１回とし，落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち，最低金額を記載した競争加入者と随意契約の交渉を行うことがある。

7　入札参加者の定量化審査

入札参加者の本件委託業務に対する意欲及び技術的能力等の審査にあたっては，次の方法により定量化審査を行う。

(1) 入札書の定量化審査の基本方針

入札書に記載されている入札価格の審査に関しては，最も低い入札価格を提示した入札参加者が満点になるよう，次式により算定する。

価格評価値 ＝〔最低入札価格÷当該入札価格〕× 価格評価配点
（小数第２位を四捨五入）

(2) 技術提案書及びヒアリング結果の定量化審査の基本方針

技術提案書及びヒアリング結果の定量化審査にあたっては，本件委託業務の履行にあたり必要とされる技術的現状把握能力，提案能力，受託者に留意して欲しい事項の認識度等について，重要性を勘案し，審査項目及び配点を設定した。審査項目のうち，特に重要性が高いと考え高い配点を設定した項目について，理由を以下に示す。

ア）本件委託業務は性能発注による包括的な委託であること及び受託者の本件委託業務に対する業務実施方針が当該施設を維持管理していくうえで実現性をもった内容となっているかについて，業務全体に関連してくるものであることから，技術提案書の業務実施方針に関する記載の内容を重視するものとする。

イ）本件委託業務は常に安定して当該施設の維持管理を実施するものであり，それを遂行するために当該施設に合った組織体制及び人員配置計画を具体的に提案し，実施する意欲並びに技術的能力を重視するものとする。

ウ）当該施設での汚水処理は新潟市全体に与える影響が大きく，当該施設を安定して高いレベルで運転操作・監視できる技術的能力が必要であり，技術提案書の運転操作・監視の実施計画に関する記載の内容を重視するものとする。

エ）当該施設の機能等は委託期間終了後においても長期的に継続確保する必要があり，そのために当該施設に合った保守点検の実施内容を具体的に提案できる技術的能力が必要であり，技術提案書の環境計測業務実施方針に関する記載の内容を重視するものとする。

オ）当該施設での汚水処理は新潟市全体に与える影響は大きく，処理水の基準確保方針が当該施設に合ったものを提案できる技術的能力及びコンプライアンスが必要であり，技術計画書の環境計測業務実施方針に関する記載の内容を重視するものとする。

カ）当該施設での汚水処理は新潟市全体に与える影響は大きく，当該施設を安定して管理するうえで，対象施設で起こりうるリスク及び対象施設の特性を把握し，対処方法を提案できる技術的能力が必要であり，技術提案書の緊急時等の対応に関する記載の内容を重視する。

以上をもとに，技術提案書及びヒアリング結果の審査に関しては次の表のとおり技術評価点の配点を配分した。

	審査項目	配点	
技術提案書	Ⅰ．　実施方針・体制の提案	30 点	90 点
	Ⅱ．　運転管理業務提案	25 点	
	Ⅲ．　保守管理業務提案	25 点	
	Ⅳ．　その他の提案	10 点	
ヒアリング	説明，質疑応答	10 点	
合計		100 点	

	詳細審査項目	評価の視点	
Ⅰ．実施方針・体制の提案	①業務実施方針	本件業務委託における管理思想，業務毎の基本方針及びその実現性について優れた提案を評価	5
	②環境対策	環境負荷軽減対策等，周辺への配慮が優れている提案を評価	5
	③組織体制及び人員配置計画	当該業務を安全確実に遂行する具体的な体制，人員配置，有資格者配置，勤務体制，人材育成計画等を評価	15
	④安全衛生管理体制	具体的な安全衛生管理に係る作業基準，計画及び組織体制について評価	5
Ⅱ．運転管理業務提案	①運転操作・監視業務実施計画	具体的な水処理，汚泥処理施設の運転操作・監視に関する計画に対して優れた提案を評価	20
	②物品等調達・管理業務実施計画	安定的で効率的な物品，部品，ﾕｰﾃｨﾘﾃｨｰ等の調達方法・管理・使用計画及び廃棄物等の処理を評価	5
Ⅲ．保守管理業務提案	①保守点検業務実施計画	効果的で効率的な設備機能維持確保に関する計画に対して優れた提案を評価	12
	②施設管理業務実施計画	効果的で効率的な施設管理に関する計画に対して優れた提案を評価	3
	③環境計測業務実施計画	具体的な計測方法，実施計画に対して優れた提案を評価	5
	④修繕業務実施計画	補修の考え方，計画及び体制に対して優れた提案を評価	5
Ⅳ．その他の提案	①緊急時への対応	異常時，緊急時の緊急事態におけるリスク想定及び対応方法について優れた提案を評価	8
	②コスト縮減への対策	本件委託業務の経費節減に有益な優れた提案を評価	2

ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング時に感じられる取り組み意欲，適当な質疑応答，わかりやすい説明等を評価	10
合　計			100

また，価格評価値の算定にあたり，最も低い入札価格を提示した入札参加者が満点になるよう算定した方式と整合させるべく，技術評価値の算定も，最も高い技術評価点を取得できた入札参加者が満点となるよう，次式により算出する。

技術評価値 ＝〔 当該技術評価点 ÷ 最高技術評価点 〕× 技術評価配点
（小数第２位を四捨五入）

(3) 価格評価値と技術評価値の配点割合

落札候補者選考にあたり，価格評価値，技術評価値の双方ともに重要であり，優劣をつけがたいことから，本件委託業務における価格評価及び技術評価値の配点割合は100対100とする。

総合評価値 ＝ 価格評価値 ＋ 技術評価値

8　入札保証金

入札保証金は免除する。

9　入札の無効

次の各号に該当する入札は，これを無効とする。なお，以下の(4)，(5)に該当する入札は，その入札の全部を無効とすることができる。また，入札の効力は市長が決定することとし，この場合において，競争加入者は，その決定に対して異議を申し立てることができない。

(1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
(2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
(3) 入札者が２以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
(5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
(6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
(7) 入札広告等において示した入札書類の提出期間内に到着しなかった入札
(8) その他入札に関する条件に違反した入札

10　落札者の決定

(1) 有効な入札書類を提示した者であって，上記４に定める落札者決定基準により総

合評価点を算定し，総合評価点の最も高い者を契約の相手方とする。

(2) 総合評価点が最も高い者が二者以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない職員にこれを代わってくじを引かせ，落札者を決定する。

(3) 落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額，総合評価点並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）を，当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

11　契約の停止等

本調達サービスの契約に関し，苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは，契約を停止し，又は解除することがある。

12　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上の金額とする。ただし，規則第３４条第１項第２号及び第３号に該当する場合は免除する。

13　委託契約書の作成

(1)　委託契約書を作成する場合においては，落札者は，交付された委託契約書に記名押印し，落札決定の日から１０日以内の間に当該契約を締結すること。ただし，特別の事情があると認めるときは，契約の締結を延期することができる。

(2)　委託契約書に使用する言語並びに通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

14　支払いの条件

調達サービスの代金は，当市の検査に合格した後，適正な請求書に基づいて支払う。

15　契約条項

別添「委託契約書」による。

16　技術提案書等の取扱い

(1)　技術提案書提出後から受託者の選定までの間は，技術提案書に記載された内容の変更は認めない。なお，すべての提出物は返却しない。

(2)　技術提案書等の公開・非公開

入札参加者から提出された技術提案書等は，新潟市情報公開条例に基づいた公開請求により公開する場合があるが，以下に掲げるものについては，企業秘密の部分もあることから公開しないものとする。

ア　技術提案書

イ　ヒアリングでの質疑応答記録

委 託 契 約 書

新潟市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は，新潟市島見浄化センター等の維持管理業務について，次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は，次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し，乙はこれを受託する。

（1）　業務の名称　　新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務委託

（2）　業務の内容及び実施方法　　一般仕様書，特記仕様書及び業務要求水準書による

（3）　実施場所　　新潟市北区島見町 3700 番地１　　新潟市島見浄化センター　ほか

（委託期間）

第2条　業務の委託期間は，平成20年7月1日から平成23年6月30日までとする。

（委託料）

第3条　業務の委託料（以下「委託料」という。）の額(3年間の総価)は，　金　　円（うち消費税及び地方消費税相当額　金　　円）とする。

2　各月の委託料は，変動費及び固定費から構成され，その算出方法は別記1のとおりとする。

（契約保証金）

第4条　委託料の100分の10以上の金額とする。ただし，規則第34条第1項第2号及び第3号に該当する場合は免除する。

（権利義務の譲渡の禁止）

第5条　乙は，この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし，あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

（再委託の禁止）

第6条　乙は，業務を第三者に再委託してはならない。ただし，あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

（実地調査等）

第7条　乙は，業務を行なうにあたり，甲から指示を受けた場合はこれに従い，甲は，必要があると認めるときは業務の実施状況について随時実地調査し，乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め又は必要な指示をすることができる。

（従事者の届出）

第8条　乙は，契約締結後すみやかに業務の従事者となるべき者の名簿及び必要な資格証のコピー等を甲に提出し，承諾を受けなければならない。従事者に変更を生じたときも同様とする。

（従事者の交替）

第9条　甲は，前条の従事者が業務遂行上不適当と認めたときは，乙に対して交替を求めることができ，

乙は，この求めに応じなければならない。

（勤務予定表及び作業予定表の提出）

第10条　乙は，業務の実施にあたり，あらかじめ各月の勤務予定表及び作業予定表を甲に提出しなければならない。

なお，予定表に変更が生じたときは，すみやかに報告するものとする。

（損害の負担）

第11条　業務の実施に伴い生じた損害は乙の負担とする。ただし，その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。

（第三者に及ぼした損害）

第12条　業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは，乙がその損害を賠償しなければならない。ただし，その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては，甲が負担する。

2　前項の場合その他業務を行なうについて第三者との間に紛争を生じた場合においては，甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

（履行届書の提出）

第13条　乙は，業務の成果に関する報告書（以下「履行届書」という。）を，次により業務終了後すみやかに甲に提出しなければならない。

（1）　毎日の業務については，作業日誌及び関係記録等

（2）　各月の業務については，当該月の毎日の作業内容を記した業務報告書，関係記録等及び維持管理用物品等の在庫表

（検査）

第14条　甲は，履行届書を受理したときは，すみやかに業務の成果について検査を行う。

2　乙は，業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは，甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては前条及び前項の定めを準用する。

3　第１項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項の補正に要する費用はすべて乙の負担とする。

（委託料の支払）

第15条　委託料は月毎に別記1に定める各月の変動費と固定費の合算額をもって支払うものとする。

2　乙は，各月の業務の成果が前条の検査に合格したときは，委託料の支払請求書を甲に提出する。

3　甲は，前項の請求書を受理したときは，その日から30日以内に委託料を乙に支払う。

（変更・打切り）

第16条　甲は，必要があるときは，業務の内容の変更又は打切りをすることができる。

2　前項の場合において，委託料及び委託期間を変更する必要が生じたときは，甲乙協議して定める。

3　第１項の場合において，乙が損害を受けたときは，甲は，これを賠償しなければならない。この場合の賠償額は，甲乙協議して定める。

（契約の解除）

第17条　甲は，次の各号の一に該当する事由が生じた場合は，この契約を解除することができる。

（1）　乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。

（2）　乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

（3）　乙が関係法令等に違反したとき。

2　乙は，前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合は，第16条第3項の規程にかかわらず甲に対してその損害の補填を請求できないものとする。

（談合その他不正行為による解除）

第17条の2　甲は，乙がこの契約に関して，次の各号のいずれかに該当したときは，契約を解除することができる。

（1）　公正取引委員会が，乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令若しくは独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令が確定したとき，又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により，この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

（2）　乙が，公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行なった審決に対し，独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し，その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

（3）　乙（乙が法人の場合にあっては，その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2　乙は，前項各号の定めによる契約の解除により損害を受けた場合は，第16条第3項の規定にかかわらず甲に対してその損害を請求できないものとする。

（長期継続契約における契約の変更又は解除）

第17条の3　甲は，翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額があったときは，契約内容又は数量等の変更により，減額後の予算の範囲内で契約を変更することができる。

2　甲は，翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があり，契約変更で対応できないときは，契約を解除することができる。

3　前2項に基づき，契約を変更又は解除する場合は，速やかに受託者に対して書面によりその旨を通知する。

4　乙は，第1項，2項の定めによる契約の変更又は解除により損害を受けた場合は，第16条第3項の規定にかかわらず甲に対してその損害を請求できないものとする。

（解除に伴う措置）

第18条　第17条及び第17条の2の規定により契約を解除した場合において，乙がこの業務に要した費用があっても，甲は一切これについて賠償の責を負わず，かつ，乙は契約金額の10分の1に相当する

額以上を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（賠償額の予定）

第18条の2　乙は，第17条の2各号のいずれかに該当するときは，甲が契約を解除するか否かを問わず，賠償金として，契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし，次に掲げる場合は，この限りでない。

（1）　第17条の2第1号及び第2号のうち，審決の対象となる行為が，独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合。

（2）　第17条の2第3号のうち，乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。

2　第1項の規定は，甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては，超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

3　第1項の規定は，この契約が終了し，または解除された後においても適用するものとする。

（秘密の厳守）

第19条　乙は，この契約の履行に関して知り得た秘密をこの契約の履行目的以外のために第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し，または解除された後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第20条　乙は，この契約による業務を履行するための個人情報(個人に関する情報で情報であって，特定の個人が識別され，又は識別され得るものをいう。）がある場合は，その保護の重要性を認識し，個人の権利利益を侵害することのないよう，別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守し，個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（損害賠償）

第21条　乙は，この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは，その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

（天災による履行不能）

第22条　天災その他不可抗力によって業務上損害が認められる場合において，乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかったと認められるときは，甲はその損害の全部又は一部を負担するものとする。その負担額は，甲，乙協議のうえ定める。

（費用の負担）

第23条　この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

（施設の使用）

第24条　甲は，業務遂行上必要な施設を，乙に使用させるものとする。

2　乙は，使用施設を故意又は過失により破損させたときは，甲の指定した期限内に原形に復するものとする。

（合意管轄裁判所）

第25条　この契約にかかる訴訟は，甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第26条　この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については，甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため，本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成20年　月　日

甲　新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１

新潟市

代表者　新潟市長　篠 田　昭

乙　住所

氏名

別記１（第３条，第１５条関係）

１．委託費の構成と算出方法

甲が乙に支払う委託料は，変動費と固定費の合算額として算出する。

（委託料）＝（変動費）＋（固定費）

（１）変動費

変動費は，「特記仕様書」第１条第２項に規定する業務の対象施設のうち，処理場における業務の実施に要する経費として，「業務要求水準書」２（３）変動費原単位基準に記載した項目の調達経費とする。

業務期間における変動費の額は表１のとおりとする。

（２）固定費

業務の実施による変動費以外の経費とする。

業務期間における固定費の額は表２のとおりとする。

２．委託料の変更

甲及び乙は，以下の場合において委託料の変更ができるものとする。

○ 流入下水量の変動による変更

各年度の実績流入下水量が，「業務要求水準書」２（３）変動費原単位基準に示す年間の流入下水量の予定数量に対して 5 パーセントを超えて増減した場合は，処理場の変動費に係る当該年度委託料の額を変更することができるものとする。

委託料の額の変更を行う場合は，以下に示す算出方法で算定し，合算した年間合計額に消費税等を加えた額を，当該年度の３月分の委託料において変更する。ただし，平成２３年４月から６月までの委託料の額の変更については，６月分の委託料において変更する。

増額 ＝｛（実績流入下水量）－（予定流入下水量）×１．０５｝×（甲指定の原単位）

減額 ＝｛（予定流入下水量）×０．９５－（実績流入下水量）｝×（甲指定の原単位）

（※ 算定額は 100 円未満切捨てとする。）

表１ 各月の変動費の額

各月の変動費の額（　　）

（金額：円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
４月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
５月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
６月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
７月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
８月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
９月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
１０月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
１１月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
１２月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
１月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
２月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
３月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
年間額	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）は，うち消費税及び地方消費税を示す			

表２ 各月の固定費の額

各月の固定費の額（　　）

（金額：円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
４月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
５月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
６月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
７月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
８月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
９月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
１０月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
１１月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
１２月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
１月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
２月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
３月	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
年間額	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）は，うち消費税及び地方消費税を示す			

別記２（第２０条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は，個人情報の保護の重要性を認識し，この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては，個人の権利利益を侵害することのないよう，個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は，この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ，又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し，又は解除された後においても同様とする。

（使用者への周知）

第３　乙は，その使用する者に対し，在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ，又は不当な目的に使用してはならないことなど，個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

２　乙は，その使用する者に対し，新潟市個人情報保護条例（平成 13 年新潟市条例第 4 号）で規定する罰則の内容を周知しなければならない。

（適正な管理）

第４　乙は，この契約による事務に係る個人情報の漏えい，滅失，改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに，個人情報を適正に管理させるために，個人情報管理責任者を置く等責任体制を明確にしなければならない。

（収集の制限）

第５　乙は，この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは，当該事務を処理するために必要な範囲内で，適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（使用等の禁止）

第６　乙は，甲の指示又は承諾があるときを除き，この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し，又は第三者に引き渡してはならない。

（複写等の禁止）

第７　乙は，甲の指示又は承諾があるときを除き，この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し，又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第８　乙は，この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし，甲の承諾があるときを除き，第三者に取り扱わせてはならない。

（資料等の返還等）

第９　乙は，この契約による事務を処理するために甲から貸与され，又は乙が収集し，若しくは

作成した個人情報が記録された資料等を，この契約の終了後直ちに甲に返還し，又は引き渡すものとする。ただし，甲が別に指示したときは，当該方法によるものとする。

（事故発生時における報告）

第１０　乙は，この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ，又は生ずるおそれがあることを知ったときは，速やかに甲に報告し，甲の指示に従うものとする。この契約が終了し，又は解除された後においても同様とする。

（検査等の実施）

第１１　甲は，乙がこの契約による事務を処理するに当たっての個人情報の取扱状況について必要があると認めるときは，乙に対し報告を求め又は検査することができるものとする。

２　乙は，甲から前項の指示があったときは，速やかにこれに従わなければならない。

（契約の解除及び損害賠償）

第１２　甲は，乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは，契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

新潟市島見浄化センター等

包括的維持管理業務委託

一　般　仕　様　書

新潟市下水道部下水道管理センター

施設管理課

目　　次

第１章 総則
第１条 目的
第2 条 業務の対象施設
第３条 対象業務
第４条 業務期間
第５条 業務時間
第６条 関係法令の順守
第７条 法的資格者の配置
第８条 緊急時の体制
第９条 緊急時の運転
第１０条 事故の報告
第１１条 安全の確保
第１２条 リスク分担
第１３条 補償
第１４条 業務の引継ぎ
第１５条 業務実施計画書等
第１６条 業務報告書等
第１７条 業務記録等の整理
第１８条 完成図書等の貸与
第１９条 施設の使用
第２０条 施設の一般管理
第２１条 委託者への協力
第２２条 委託者の施設使用等

第２章 業務要領
第２３条 業務体制
第２４条 設備の運転管理
第２５条 保守点検・整備
第２６条 修繕業務
第２７条 火災の未然防止
第２８条 警備及び盗難防止等

第３章 施設及び設備の機能確認等
第２９条 業務開始時の機能確認
第３０条 業務実施期間中における機能確認
第３１条 契約終了時の機能確認

第４章 その他
第３２条 施設の利用・備品及び機器の貸与
第３３条 業務従事者の服装，態度等
第３４条 業務従事者の資質向上
第３５条 疑義等

（附則）

別表１（第６条関係）
別表２（第１２条関係）
別表３（第１６条関係）

第１章 総則

（目的）

第１条　新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務委託一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）は，新潟市（以下「委託者」という。）が発注する新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務（以下「業務」という。）に適用するものであり，業務を適正かつ円滑に実施するため必要な事項を定めるものである。ただし，特に定める事項については，新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に明記する。

（業務の対象施設）

第２条　業務の対象施設は，特記仕様書に掲げる施設とする。

（対象業務）

第３条　対象とする業務は，次の各号のとおりとし，詳細は特記仕様書による。

（１）　処理場施設の運転操作及び監視に関する業務

（２）　マンホールポンプ施設の運転操作及び監視に関する業務

（３）　設備の保守点検に関する業務

（４）　特記仕様書で規定する施設管理に関する業務

（５）　環境計測に関する業務

（６）　環境対策に関する業務

（７）　修繕業務

（８）　物品等の調達及び管理に関する業務

（業務期間等）

第４条　業務期間は，平成２０年７月１日から平成２３年６月３０日までの３年間をいう。

２　業務準備期間は，落札者公告日（平成２０年６月上旬）から業務開始の前日までをいう。

（業務時間）

第５条　業務時間は，２４時間終日とする。

（関係法令の順守）

第６条　受託者は，業務の履行にあたっては，別表１の関係法令等を順守しなければならない。

（法的資格者の配置）

第７条　受託者は，業務の履行にあたっては，業務に必要な次の各号の有資格者を配置しなければならない。なお，配置計画等の詳細は業務実施計画書に記載するものとする。

（１）　下水道法施行令第１５条の３に定める資格を有する技術者

（２） 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
（３） 玉掛技能講習修了者又は玉掛業務の特別教育の修了者
（４） 自動車運転免許（普通以上）
（５） その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格者等

（緊急時の体制）
第８条　受託者は，大雨・台風・地震・その他重大事故(施設の損壊，設備の重大な損壊，不時の停電，異常流入水，水質の悪化及び機器異常)等の緊急事態に備え，原則として，１時間以内に従業員を非常招集できる体制を確保しなければならない。なお，非常招集等の詳細は業務実施計画書に記載するものとする。

（緊急時の運転）
第９条　受託者は大雨・台風・地震・その他重大事故等の緊急事態が発生した場合にはその状況を委託者に報告しなければならない。なお，緊急時の運転等に対して委託者が指示した場合は，委託者の指示にしたがって運転方法の変更その他対応措置を行う。

（事故の報告）
第１０条　受託者は，業務の履行中に事故が発生した場合は，直ちに，必要な措置を講じるとともに，事故の発生原因，被害状況，経過及び講じた措置などについて，逐次，委託者に文書により速やかに報告しなければならない。

（安全の確保）
第１１条　受託者は，労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより，作業の実施にあたり守らなければならない安全に関する事項を定めるとともに，安全管理に必要な措置を講じ，労働災害の発生の防止に努めなければならない。
２　受託者は業務履行にあたり，電気，薬品類，毒性ガス，酸素欠乏，可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに，適切な作業方法の選択及び適切な従業員の配置を行い，危険防止に努めなければならない。
３　受託者は，業務の履行場所及びその付近で行われる他の委託，修繕又は工事がある場合には常に協力して安全管理に支障がないように措置を講じなければならない。
４　受託者は，業務の履行にあたり安全上の障害が生じた場合には，直ちに必要な措置を講じるとともに，速やかに委託者に報告を行い，追加措置について協議しなければならない。

（リスク分担）
第１２条　本業務における委託者及び受託者の責任分担は，別表２のリスク分担表のとおりとする。

（補償）

第１３条　業務期間内において受託者が責を負うべき事由により生じた損害等(債務不履行時の履行補償に要する費用等を含む）に対する補償については受託者が行うものとする。

（業務の引継ぎ）

第１４条　受託者は，業務開始に先立って，業務に関する留意事項等を記載した引継文書を作成し，業務期間中，常に備えておくものとする。

２　契約の終了により受託者に変更が生じる場合は,本業務の継続的かつ確実な履行を確保するため，現受託者から新受託者へ業務の引継ぎを行うものとする。この場合，現受託者は，新受託者の業務遂行に支障をきたさないよう,引継文書の引継ぎとともに技術指導を行うものとする。

３　引継文書に関しては対象施設固有の運転及び保守管理上の留意点を把握できる内容とし,次の各号に添って記載すること。

（１）　各施設設備の留意すべき特性や固有の状況

（２）　定常時及び非定常時の調節器及び各設備の設定状況

（３）　特有の運転方法，運転上の特別な操作及び運用方法

（４）　その他の留意事項

（業務実施計画書等）

第１５条　受託者は，契約締結後１４日以内に初年度（業務準備期間を含む）の業務実施計画書を委託者に提出しなければならない。また，業務実施計画書に記載する事項及び内容は次の各号のとおりとし，日本工業規格A4 版又はA3 版用紙にて，作成するものとする。

（１）　業務実施方針

ア　下水道施設の重要性に鑑み，その目的を達成するための業務における管理思想，業務実施の基本方針及びその概要等について,業務に対する姿勢及び実現性が把握できるよう記載すること。

イ　現受託者からの業務引継ぎにおける習得目標や効果の確認など,確実かつ円滑に業務を引継ぐための実施方針について記載すること。

（２）　組織体制及び人員配置計画

ア　運転管理業務を遂行するうえで必要な組織及び体制について,その系統及び分担等が明確に把握できるよう具体的に資格者の配置も含めて記載すること。

イ　再委託する場合はその体制について記載すること。

ウ　業務開始に先立って実施する業務準備期間の人員体制，人員配置，引継ぎ方法について具体的に記載すること。

エ　業務完了時の引継ぎ体制，方法について記載すること。

（３） 安全衛生管理体制

ア　事故，災害等を未然に防止し，安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準，安全衛生に関する計画及び組織体制について記載すること。

イ　見学者，外部侵入者対策について記載すること。

（４） 運転操作・監視業務実施計画

ア　水処理・汚泥処理施設の運転操作・監視業務についての体制，人員配置を含めた実施計画について記載すること。

イ　マンホールポンプ施設等の運転操作・監視業務についての体制，人員配置を含めた実施計画について記載すること。

（５） 保守点検業務実施計画

ア　水処理・汚泥処理施設を安定的に維持していくための保守点検について，設備点検の内容・点検頻度・点検要領について具体的に記載すること。

イ　マンホールポンプ施設等を安定的に維持していくための保守点検について，設備点検の内容・点検頻度・点検要領について具体的に記載すること。

（６） 施設管理業務実施計画

施設管理の業務毎に対して実施時期，実施方法を具体的に記載すること。

（７） 省エネルギー等への対応

ア　浄化センターの省エネ運転方針を記載すること。

イ　温室効果ガス削減方針について記載すること。

（８） 環境計測業務実施計画

業務要求水準を踏まえた業務の体制及び水質管理計画などの実施方法等について具体的に記載すること。

（９） 環境対策

施設の管理方法について，周辺環境等への配慮という観点から留意点を整理し，具体的な対処方法等について記載すること。

(10) 修繕業務実施方針

ア　補修に対する実施方針及び体制について記載すること。

イ　修繕等の実施後の履歴の整理と継承方法について記載すること。

(11) 物品等の調達及び管理業務実施計画

施設の運営を行うために必要な電力・薬品・燃料・水道・通信・消耗品，部品の調達方法，効率的な管理方法及び年間を通じての使用計画等を記載すること。尚，電力・水道・通信の契約は委託者とするが，マンホールポンプ施設以外の支払いは受託者とし，当該請求月の請求は受託者が支払うものとする。

(12) コスト縮減の対策

本委託業務におけるコスト構成の分析を行い，コスト縮減（薬品使用量，燃料使用量，電気使用量，その他）について記載すること。

(13)　有資格者

有資格者リスト及びその配置状況を記載することとし，資格が確認できる資料（資格者証の写し及び経歴書等）を添付すること。

(14)　緊急事態への対応

大雨，台風，地震，重大事故(施設の損壊，設備の重大な損壊，不時の停電，異常流入水，水質の悪化及び機器異常)等の緊急事態における対応の考え方，体制及び対応手順について記載すること。なお,非常招集による体制の確保は原則として１時間以内とする。

(15)　その他の書類

前各号に掲げるもののほか，受託者は，次の書類を作成し添付すること。

ア　年間作業予定表

イ　火元責任者

ウ　故障発生時連絡フロー

エ　事故発生時連絡フロー

オ　苦情受付時連絡フロー

カ　その他業務履行上必要な書類

２　受託者は，自らが提案した技術提案書を含む契約図書等に基づいて業務実施計画書（配置計画，業務提案等をさらに強化充実することは差し支えない。）を作成し，委託者の承諾を受けなければならない。また，業務実施計画書を変更するときも，同様とする。

３　受託者は,業務実施計画書とは別に次の各号の書類を作成し委託者に提出しなければならない。なお，提出した書類に変更を生じたときは，速やかに変更届を提出しなければならない。

ア　施設の使用届

イ　法定資格者の選任届又は変更届の写し

ウ　その他必要な届

４　２年度目，３年度目(平成２３年４月から６月まで含む)の業務実施計画書等については，当該年度の業務開始日の１０日前までに提出するものとし,前第１項から第３項までを準用する。ただし，第１項（１）ア及び同（２）ウを除く。

（業務報告書等）

第１６条　受託者は，本業務の実施に伴い，別表３に従い業務日誌・毎月及び年間の業務報告書を作成し，帳票を含めて委託者に提出するものとする。

２　前項の様式は，受託者の提案に基づき，委託者の承諾を得たものとする。

３　報告書は，原則として，電子データで作成し，提出はCD-R/RW 及び印刷物とする。
（使用アプリケーション：Microsoft 社製のWord、Excel）

４　受託者は，毎月及び年間の業務報告書の提出にあたっては，委託者が指定する完了届とともに提出すること。

５　受託者は，年間の業務報告書の提出にあたっては，技術提案書に提案した事項に関する達成

状況の客観的な評価について報告しなければならない。なお，評価が未達成の場合にあっては，次年度に確実に達成できる実現化方策等の提案を含めること。

６　受託者は，契約終了にあたっては，全業務期間の履行が確認できる資料を添え業務報告書を委託者に提出しなければならない。

７　その他委託者が求める事項について報告すること。

（業務記録等の整理）

第１７条　受託者は，業務記録などの業務の履行又は確認に必要な書類を整理し，委託者が提示，提出を求めた場合は速やかに対応しなければならない。

２　受託者は，業務の履行に関して，委託者と協議等を行った場合は，その都度内容を議事録として整理し，委託者に提出するものとする。

（完成図書等の貸与）

第１８条　受託者が業務上必要とする設計図書，完成図書等は，委託者が貸与する。

２　受託者は，貸与品について台帳等を作成し，その保管状況を把握し，毀損，盗難，紛失等があった場合には受託者が弁償しなければならない。

３　受託者は，完成図書の管理を行う。なお，内容に修正等が必要な場合は協議の上，変更を行うものとする。

（施設の使用）

第１９条　受託者は，業務を行っていく上での必要な事務室・駐車場等の施設は，委託者の許可を受けて使用することができる。なお，使用期間中の管理責任は受託者とする。

２　受託者は，受託者の責めに帰する事由により汚損等があった場合は，受託者の責任において原状に復さなければならない。

（施設の一般管理）

第２０条　受託者は，施設及びその周辺について常に清掃を心がけ，不要な物品等を整理・整頓しなければならない。

２　業務従事者の安全衛生を確保するため，必要に応じて施設に安全衛生対策を施さなければならない。

（委託者への協力）

第２１条　委託者が実施する修繕，工事，委託，調査等については，受託者は協力しなければならない。

（委託者の施設使用等）

第２２条　委託者は，施設その他を使用できるものとし，受託者はこれに協力しなければならない。なお，この場合の電力等の費用は受託者の負担とする。

第２章 業務要領

（業務体制）

第２３条　受託者は，業務実施計画書に基づき業務を確実に遂行するための体制をとること。

２　受託者は，事故が生じた場合にも，適切且つ迅速な対応ができる体制を確保しなければならない。

（設備の運転管理）

第２４条　受託者は，完成図書，取扱説明書等に定める運転方法及び業務実施計画書に基づき，総括責任者の指揮のもとに運転操作監視を適正に行わなければならない。

この場合，運転操作監視とは，監視室における監視，操作，記録及び現場操作作業，各設備計器値の記録及び管理日報等の作成をいう。

２　受託者は，大規模な運転の停止及び再運転をするときは委託者と協議しなければならない。

３　受託者は，設備又は機器等に異常を発見したときは，委託者に報告書を提出するとともに，原因を調査し適切に対処しなければならない。（報告を怠った場合は，受託者の責とする。）

４　受託者は，運転管理データを恒常的に整理し，委託者の求めがあった場合は速やかに提出しなければならない。

（保守点検・整備）

第２５条　受託者は，事故等を未然に防止するとともに，機器の機能維持及び延命化を図るため，日常及び定期に保守点検・整備を行わなければならない。

２　保守点検・整備は，機器の調整，給油，消耗品の交換，清掃及び小塗装等，機器が正常に稼働するための分解点検，整備作業とする。

３　機器および設備等は，常に清潔であるように心がけ，清掃を行う。

４　受託者は，設備又は機器等に異常を発見したときは，委託者に報告書を提出するとともに，原因を調査し適切に対処しなければならない。（報告を怠った場合は，受託者の責とする。）

５　受託者は，本条の業務を合理的に行い，機器台帳を作成し経過を記録するものとする。

（修繕業務）

第２６条　受託者は，特記仕様書に規定する範囲の修繕については，当該施設又は設備の機能が正常に発揮できるよう，業務実施計画書に基づくとともに具体的な実施時期，実施方法等について委託者の承諾を受けて，適切に実施しなければならない。

２　受託者は，修繕の完了にあたっては，施工前，施工中，完了時の状況が確認できる写真及び修繕完了報告書を作成し，委託者に提出し確認を受けなければならない。

（火災の未然防止）

第２７条　受託者は，施設及び諸室の火災の発生を未然に防止するため，火気使用箇所に火元責任者を選び，火気の正確な取扱及び後始末を徹底させ，火災を防止に努めなければならない。また，消防法令に準拠した点検や訓練等を計画的に行わなければならない。

（警備及び盗難防止等）

第２８条　受託者は，設備への危害、物品等の盗難防止をするため，十分な監視，警備により関係者以外の第三者等の進入防止をはかなければならない。

第３章 施設及び設備の機能確認等

（業務開始時の機能確認）

第２９条　受託者は，確実かつ円滑に業務を実施すべく，業務開始時までに施設及び設備の機能確認を行わなければならない。

２　受託者は，前項の機能を確認の後，その確認結果を「施設機能確認書」（以下「確認書」という。）に記載し，確認終了日から１４日以内に委託者に提出し，承諾を受けなければならない。

（業務実施期間中における機能確認）

第３０条　委託者及び受託者は，必要があると認めるときは，業務期間中の終日，相手方に対し施設及び設備の全部又は一部の機能確認を行うことを求めることができる。この場合においては，速やかに双方立会いのもとで確認書により機能確認を行う。

２　受託者は，当該機能確認が完了したときは，その確認結果を確認書に記載し，確認終了日から１４日以内に委託者に提出し，承諾を受けなければならない。

３　委託者は，当該機能確認の結果，所定の機能が確保されないと認められたときは，受託者に必要な措置を行うよう指示することができる。

（契約終了時の機能確認）

第３１条　委託期間終了にあたっては，委託者及び受託者は，契約終了日までに，双方立会いのもとで確認書により施設等の機能確認を行う。

２　委託者又は受託者が契約解除することによりこの契約が終了したときは，委託者及び受託者は，契約終了日から１４日以内に，双方立会いのもとで確認書により施設等の機能確認を行う。

３　受託者は，前項の機能確認が完了したときは，その確認結果を確認書に記載し，確認終了日から１４日以内に委託者に提出し，承諾を受けなければならない。

４　受託者は，当該機能確認の結果，所定の機能が受託者の責めに帰すべき理由により確保されないときは，委託者に損害賠償をしなければならない。

第４章 その他

（施設の利用・備品及び機器の貸与）

第３２条　受託者は，業務期間中，承諾を受けた施設を無償で使用することができる。業務終了時には，速やかに現状復旧させ，速やかに返却しなければならない。貸与施設及び貸与品に，使用上の汚損，毀損，紛失等があった場合には弁償しなければならない。

（業務従事者の服装，態度等）

第３３条　受託者は，業務従事者に安全かつ清潔で統一した服装をさせ胸には名札をつけ，態度等についても部外者より指摘を受けることがないようにしなければならない。

（業務従事者の資質向上）

第３４条　受託者は，業務の質的向上を図るため，各種研修を行うなど業務従事者の資質・技術向上に努めなければならない。

（疑義等）

第３５条　一般仕様書に明記されていない事項，又は疑義を生じた場合は，委託者及び受託者が協議の上定めるものとする。

（附則）

１．平成２０年６月の業務の引継ぎにあっては，第１４条に係わらず，新受託者は，現受託者の技術指導その他により，業務に関する留意事項等を記載した引継文書を作成し，業務期間中，常に備えておくものとする。なお，業務の引継ぎに要する費用は新受託者の負担とする。

２.新受託者が作成する引継文書に関しては対象施設固有の運転及び保守管理上の留意点を把握できる内容とし，次の各号に添って記載すること。

（１）各施設設備の留意すべき特性や固有の状況

（２）定常時及び非定常時の調節器及び各設備の設定状況

（３）特有の運転方法，運転上の特別な操作及び運用方法

（４）その他の留意事項

別表１（第６条関係）

関係法令等一覧表

下水道法
労働安全法衛生法
労働基準法
高圧ガス取締法
環境基本法
大気汚染防止法
水質汚濁防止法
悪臭防止法
騒音規制法
振動規制法
消防法
道路交通法
電気事業法
電気設備技術基準
内線規定
電力会社供給規定
電気用品安全法
電気通信事業法
電気工事士法
エネルギーの使用の合理化に関する法律
その他関係法令及び条例

別表２（第１２条関係）

リ ス ク 分 担 表

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		委託者	受託者
経費の上昇	委託者の責による業務内容・用途の変更等に起因する経費の増大及び委託契約書に規定する経費	○	
	上記以外の経費の増大		○
税制の変更	一般的な税制変更		○
修繕等の遅延	委託者発注の「修繕，第三者委託等」の遅延による委託対象施設の機能の不足	○	
	受託者発注の「修繕，第三者委託等」の遅延による委託対象設備の機能不足		○
修繕等による施設の損害	委託者発注の「修繕，第三者委託等」よる委託対象施設の損害	○	
	受託者発注の「修繕，第三者委託等」よる委託対象設備の損害		○
住民対応	行政サービスに係る住民苦情，要望に関するもの	○	
	上記に係る一時的対応及び上記以外のもの		○
環境問題	受託者の責による事故・災害の発生		○
	有機物質の排出・漏洩		○
事故・災害	受託者の責のよる事故・災害等の発生（再受託者及び関係者以外による事故，施設の破損，場内の不法投棄等含む）		○
	上記以外のもの	○	
不可抗力による損害	委託契約書第２２条	○	
性能事項の達成	契約条件下での要求水準の未達成		○
	不可抗力等による要求水準の未達成	○	
施設の損傷	事故・災害等による施設の損傷（不可抗力によるものを除く）		○
業務実施計画書記載事項の履行	業務実施計画書の不履行		○
契約業務実施に伴う下水道法以外の関係法令に基づくリスク	大気汚染防止法，悪臭防止法，騒音規制法及び条例などの基づく基準などに関すること 上記以外の関係法令に関すること		○
入札応募コスト	入札応募費用に関すること		○
契約締結のリスク	受託者の責により選定受託者が契約を結べない，又は契約手続きに時間を要する場合		○
第三者賠償リスク	維持管理上により発生する騒音・振動・悪臭等に関すること		○
委託の中止・延期に関するリスク	受託者の事業放棄，破綻によるもの		○

別表３（第１６条関係）

業　務　報　告　書

１．業務日誌に記載すべき事項 ① 運転日報（天候・気温・電力・水道・処理水量・返送汚泥量・余剰汚泥量・水質データ　ほか） ② 作業日報（作業内容・消耗品等使用量　ほか） ③ その他必要事項
２．毎月の業務報告書に記載すべき事項 ① 運転月報（運転日報の総括） ② 作業月報（作業日報の総括） ③ 保守点検，修繕，調整等の実施記録 ④ 環境計測の実施記録 ⑤ 事故，故障，苦情等の発生及び対応記録 ⑥ 施設管理業務の実施状況及び結果 ⑦ その他必要事項
３．年間の業務報告書に記載すべき事項 ① 運転年報（運転月報の総括） ② 技術提案事項の客観的評価と実現化策 ③ その他必要事項

新潟市島見浄化センター等

包括的維持管理業務委託

特記仕様書

新潟市下水道部下水道管理センター

施設管理課

目　　次

第１条　業務の範囲及び業務対象施設等

第２条　対象業務の内容

第３条　業務の報告等

第４条　委託者が行う業務

第５条　要求水準未達等の措置

（業務の範囲及び業務対象施設等）

第1 条　新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に規定する業務の適用範囲は，新潟市島見浄化センターの処理施設及びマンホールポンプ施設とする。

２　業務の対象施設は，特記別表１に掲げる施設とする。

３　対象施設の概要は，特記別表２に示すとおりとする。

４　業務対象設備は，特記別表３に示すとおりとする。

（対象業務の内容）

第２条　一般仕様書第３条に規定する対象業務は，前条で規定する対象施設について，その設置の目的に適合した運転管理，施設の正常な運転を確保するための保守点検及びその他の関連業務とする。また，業務履行において規制を受ける放流水等の排出基準及び規制基準は関係法令の基準を順守するとともに，業務要求水準書に示す業務要求水準を確保すること。

２　業務内容は次のとおりとする。

（１）　処理場施設の運転操作及び監視に関する業務

ア　水処理及び汚泥処理施設は，特記別表３に示すとおりとする。

イ　各施設の運転状況を確認し，適切な操作を行う。（付帯の給排気・空調設備等を含む）

ウ　電力・薬品使用量等を監視し，適切な操作を行う。

エ　委託者が行う修繕・工事等による停止，試運転立ち会い・再立ち上げ運転作業を行う
なお，既設設備を利用する場合の排水作業，その他の作業を含む。

オ　濃縮汚泥の搬出作業は立合い確認すること

カ　大雨・台風・地震・その他重大事故(施設の損壊，設備の重大な損壊，不時の停電，異常流入水，水質の悪化及び機器異常)等の緊急事態に対しては，施設能力の範囲において適切な運転変更を行う。ただし，委託者が指示した場合は，委託者の指示にしたがって運転方法の変更その他の対応措置を行う。

キ　停電の発生に対して，適切な運転対応，復電作業を行う。

ク　水処理施設及び汚泥処理施設の運転は，原則として施設能力に応じた適正な運転を行う。

（２）　マンホールポンプ施設の運転操作及び監視に関する業務

ア　マンホールポンプ施設は，特記別表２に示すとおりとする。

イ　特記別表３に示す各施設の形態を考慮に入れ運転状況を確認し，適切な操作を行う。

ウ　委託者が行う修繕・工事等による停止、試運転立ち会い・再立ち上げ運転作業。
なお，既設設備を利用する場合の排水作業，その他の作業を含む。

エ　大雨・台風・地震・その他重大事故等の緊急事態に対しては，施設能力の範囲において適切な運転変更を行う。ただし，委託者が指示した場合は，委託者の指示にしたがって運転方法の変更その他の対応措置を行う。

オ　マンホールポンプ施設の停電の発生に対して，適切な運転対応，現場での対応措置及び復電作業を行う。

カ　非常通報装置の通報先が変更となった場合は，甲の指示に従い速やかに変更を行うこと。尚，対象となる施設はマンホールポンプ18箇所・島見浄化センター１箇所であり，変更時期および回数は甲の指示に従うものとする。

（３）　設備の保守点検に関する業務

ア　処理場・マンホールポンプ施設の設備機器（機械，電気，計装，監視，建築土木付帯）・安全設備・各棟（建築土木は点検のみ）の保守点検・整備を行う。

イ　設備機器の性能及び機能確認については，必要に応じて計測器等を用いて行うとともに，予防診断により適切な早期対応や故障防止を図り，設備寿命や水質等に悪い影響を出さないこと。

ウ　法令等で定める定期自主検査・点検を行うほか，法定検査の立会いを行う。

エ　休廃止施設における防犯・事故防止のため，巡回点検，滞水時の排水作業，草刈等を行う。

（４）　施設管理に関する業務

ア　処理場及びマンホールポンプ施設等の施設管理に関する業務は，特記別表４のとおりとし，業務の内容は縦覧資料に示す。

イ　施設管理に関する業務は，各種法律に基づく専門点検，法定検査用点検・整備，性能維持用の専門点検（以下「専門点検」という。）のほか，施設の美観・安全・衛生的環境維持のため，毎年度計画的に実施する。

ウ　専門点検の実施においては，製造業者等の報告書を基本とするほか，当該年度定期部品交換を含めて，毎年度計画的に実施する。

エ　専門業者をして業務を実施する場合においては，受託者自らの責任において業者への指導監督を行うこと。なお，実施状況等について委託者に報告すること。

オ　受託者は，継続的な業務にあっては実施ごとに，また継続的な業務を含めて各業務完了時に，その実施結果を委託者に報告し，確認を受けること。

（６）　環境計測に関する業務

ア　これまでに新潟市にて実施してきた水質試験を参考とする。

イ　水質計測機器や水質モニター計の維持管理・臭気測定に関すること。

ウ　その他維持管理上必要な業務に関すること。

（７）　環境対策に関する業務

ア　臭気，騒音その他の環境対策。

イ　しさ・沈砂搬出作業に係る環境対策。

（８）　修繕業務

ア　修繕の範囲は，すべての対象施設において，設備等の経年劣化等に起因する機能不全又は故障及び偶発的な故障に対して行う機能回復のための修繕，ならびに設備等を良好

な状態に維持又は保全するために行う修繕のうち，委託者が行う定期修繕及び１件５万円以上の修繕を除く全ての修繕とする。

イ　委託者が行う定期修繕と密接に関連する設備等の故障が，委託者と請負者との契約締結前に発生した場合，その故障に対する機能回復のための修繕は受託者が実施しなければならない。ただし，この場合の実施方法等については委託者が指示できるものとする。

（９）物品等の調達及び管理に関する業務

ア　対象とする物品等は，施設の運転，保守点検，修繕，補修塗装，水質管理，その他業務の実施に必要な全ての物品等とする。ただし，第４条の活性炭の調達を除く。（物品等とは，備消耗品費，燃料費，光熱水費，通信運搬費，委託料，動力費，薬品費，材料費等に該当する品費で，主なものを以下に示す。）

電力，水道，ガス，通信，燃料（軽油など），工業用薬品（次亜塩素酸カルシウム，消臭剤など），電気・機械設備用消耗品・交換部品（潤滑油脂類，各フィルター類，リレー，マグネットなど），雑品類（ボルト，パッキン，ウエス，洗油等），工具（特殊工具含む），各種材料（電線・電線管類，配管材料，鋼材），補修用塗料類，理化学器具類，分析用薬品，掃除用具類，記録紙，用紙類，コピー等消耗品などとする。ただし，マンホールポンプ施設の電力・通信の費用は除く。

イ　調達及び管理を適切に行うものとし，契約及び支払いを含む。尚，電力・水道・通信の契約は委託者とするが，マンホールポンプ施設以外の支払いは受託者とし，当該請求月の請求は受託者が支払うものとする。

（業務の報告等）

第３条　一般仕様書第１６条に規定する業務報告書等の提出期限は次のとおりとする。

（１）　業務日誌類は，翌週の月曜日（休日等の場合はその翌日）までに提出する。

（２）　毎月の業務報告書類は，翌月の５日（休日等の場合はその翌日）までに提出すること。

（３）　年間の業務報告書については，翌年度４月５日（休日等の場合はその翌日）までに提出すること。ただし，平成２３年４月から６月までの業務報告書については，翌月の５日（休日等の場合はその翌日）までに提出すること。

（４）　その他委託者が求める事項に関する報告書は，その都度速やかに提出すること。

（委託者が行う業務）

第４条　次に掲げる項目は，委託者が行う業務とする。

（１）　産業廃棄物収集運搬業務(濃縮汚泥)

（２）　一般廃棄物収集運搬処分業務(受託者分は除く)

（３）　水質検査業務(法定検査)

（４）　自家用電気工作物保安管理業務

（５）　消防設備保守点検業務

（６） 活性炭交換業務
（７） 委託者が行う定期修繕
（８） 委託者が行う１件５万円以上の修繕

（要求水準未達等の措置）
第５条　受託者は，自らの環境計測その他により業務要求水準書に規定する要求基準が未達成となるおそれが生じた場合は，以下の措置を講じるものとする。
（１） 委託者にすみやかに報告するとともに，その原因の究明を行う。
（２） 原因が，有害物質の流入等（不可抗力その他の事由で正常な運転確保ができないと委託者が認めるもの。以下同じ。）以外の場合は，改善のための計画書を作成して，委託者の確認後，受託者の負担により改善措置を実施する。
（３） 要求基準項目が正常になるまで，改善措置の効果，改善状況を委託者に報告する。
２　受託者は，要求水準未達が判明した場合は，以下の措置を講じなければならない。
（１） 委託者の指導，監督にしたがって，すみやかに原因の究明と緊急の改善措置を実施する。
（２） 原因が，有害物質の流入等以外の場合は，委託者の指導，監督にしたがって，改善計画書を作成し，受託者の負担により改善措置を実施する。
（３） 要求基準項目が正常になるまで，改善措置の効果，改善状況を委託者に報告する。
（４） 改善措置の効果の確認にあたっては，計量法に従うものとし，受託者の負担とする。
３　受託者が，有害物質の流入等の事実を確認した場合は，受託者及び委託者は以下の措置を講じるものとする。
（１） 受託者は，要求水準の達成，未達成にかかわらず，すみやかに委託者に報告する。
（２） 委託者は，有害物質の流入等の原因究明と改善措置の実施に努めるものとし，受託者はこれに協力するものとする。
（３） 要求水準の未達成が生じた場合，受託者は，委託者と協議して緊急の改善措置を実施する。
（４） 受託者は，主体的に改善計画書を作成し，委託者と協議して改善措置を実施する。
（５） 受託者は，要求基準項目が正常になるまで，改善措置の効果，改善状況を委託者に報告する。
（６） 回復のために別途要した費用の負担は，委託者と受託者が協議して決定する。

特記別表1　業務対象施設一覧

No	分類	名称	住所
1	処理場	新潟市島見浄化センター	新潟市北区島見町3700番地1
2	ポンプ場	島見町No.1マンホールポンプ	新潟市北区島見町492-2地先
3	ポンプ場	島見町No.2マンホールポンプ	新潟市北区島見町549地先
4	ポンプ場	島見町No.3マンホールポンプ	新潟市北区島見町2-11地先
5	ポンプ場	島見町No.4マンホールポンプ	新潟市北区島見町408-1地先
6	ポンプ場	島見町No.5マンホールポンプ	新潟市北区島見町2333-1地先
7	ポンプ場	島見町No.7マンホールポンプ	新潟市北区島見町503地先
8	ポンプ場	島見町No.8マンホールポンプ	新潟市北区島見町1232-1地先
9	ポンプ場	島見町No.9マンホールポンプ	新潟市北区島見町1880-1地先
10	ポンプ場	島見町No.10マンホールポンプ	新潟市北区島見町2171-1地先
11	ポンプ場	島見町No.11マンホールポンプ	新潟市北区島見町2140地先
12	ポンプ場	島見町No.12マンホールポンプ	新潟市北区島見町2137-2地先
13	ポンプ場	島見町No.13マンホールポンプ	新潟市北区島見町2741-1地先
14	ポンプ場	島見町No.14マンホールポンプ	新潟市北区島見町5003-7地先
15	ポンプ場	島見町No.15マンホールポンプ	新潟市北区島見町233-2地先
16	ポンプ場	島見町No.16マンホールポンプ	新潟市北区島見町1875-2地先
17	ポンプ場	島見町No.17マンホールポンプ	新潟市北区島見町4863-12地先
18	ポンプ場	島見町No.18マンホールポンプ	新潟市北区島見町5046地先
19	ポンプ場	島見町No.19マンホールポンプ	新潟市北区島見町5031地先

特記別表2　業務対象施設の概要

No	施設概要
1	新潟市島見浄化センター ア　供用開始年月日　：平成3年2月1日 イ　流入方式　：分流式 ウ　放流先　：派川加治川 エ　処理方式　：オキシデーションディッチ法 オ　汚泥処理方式　：機械濃縮→場外搬出 カ　全体計画処理能力　：1,000 ㎥/日 キ　現有処理能力　：1,000 ㎥/日 ク　予想流入水量　：1,000 ㎥/日 ケ　計画流入水質 (ア) BOD　：190 mg/l (イ) SS　：160 mg/l
2	島見町No.1 マンホールポンプ ア　供用開始年月日　：平成2年12月 イ　処理能力　：0．42㎥/分×2台
3	島見町No.2 マンホールポンプ ア　供用開始年月日　：平成2年12月 イ　処理能力　：0．42㎥/分×2台
4	島見町No.3 マンホールポンプ ア　供用開始年月日　：平成2年12月 イ　処理能力　：0．42㎥/分×2台
5	島見町No.4 マンホールポンプ ア　供用開始年月日　：平成2年12月 イ　処理能力　：0．42㎥/分×2台
6	島見町No.5 マンホールポンプ ア　供用開始年月日　：平成2年12月 イ　処理能力　：0．42㎥/分×2台
7	島見町No.7 マンホールポンプ ア　供用開始年月日　：平成2年12月 イ　処理能力　：0．72㎥/分×2台
8	島見町No.8 マンホールポンプ ア　供用開始年月日　：平成2年12月 イ　処理能力　：0．42㎥/分×2台
9	島見町No.9 マンホールポンプ ア　供用開始年月日　：平成2年10月 イ　処理能力　：0．42㎥/分×2台
10	島見町No.10 マンホールポンプ ア　供用開始年月日　：平成2年12月 イ　処理能力　：0．42㎥/分×2台
11	島見町No.11 マンホールポンプ ア　供用開始年月日　：平成2年11月 イ　処理能力　：0．42㎥/分×2台
12	島見町No.12 マンホールポンプ ア　供用開始年月日　：平成3年1月 イ　処理能力　：0．42㎥/分×2台
13	島見町No.13 マンホールポンプ ア　供用開始年月日　：平成2年10月 イ　処理能力　：0．84㎥/分×2台
14	島見町No.14 マンホールポンプ ア　供用開始年月日　：平成5年1月 イ　処理能力　：0．42㎥/分×2台
15	島見町No.15 マンホールポンプ ア　供用開始年月日　：平成5年1月 イ　処理能力　：0．11㎥/分×2台

特記別表2　業務対象施設の概要

No	施設概要
16	島見町No.16　マンホールポンプ ア　供用開始年月日　：　平成5年1月 イ　処理能力　：　0．60㎥/分×2台
17	島見町No.17　マンホールポンプ ア　供用開始年月日　：　平成5年3月 イ　処理能力　：　0．60㎥/分×2台
18	島見町No.18　マンホールポンプ ア　供用開始年月日　：　平成9年11月 イ　処理能力　：　0．60㎥/分×2台
19	島見町No.19　マンホールポンプ ア　供用開始年月日　：　平成9年11月 イ　処理能力　：　0．67㎥/分×2台

特記別表3　業務対象設備の概要

No	名称	型式・仕様	台数
1	流入ゲート	外ネジ式鋳鉄製ゲート $300^{W}\times300^{H}$	1
2	細目自動除塵機	バルト走行式 $600^{W}\times1100^{H}\times$20目幅	1
3	し渣搬出コンテナー	ステンレス製台車付 容量 $0.15m^{3}$	2
4	バイパス水路用スクリーン	手掻式バースクリーン $600^{W}\times1100^{H}\times$50目幅	1
5	沈砂池散気装置	ディフューザ式	1
6	沈砂池曝気用ブロワー	ルーツ式ブロワー $\phi50\times1.0^{m3/min}\times5000^{mmAq}$	2
7	揚砂ポンプ	水中サンドポンプ $\phi50\times0.1^{m3/min}\times6^{m\ H}$	1
8	沈砂搬出コンテナー	ステンレス製台車付 容量 $0.15m^{3}$	1
9	揚砂ﾎﾟﾝﾌﾟ吊上用ﾁｪﾝﾌﾞﾛｯｸ	手動チェンブロック $0.5^{ton}\times9^{m\ H}$	1
10	主ポンプ	着脱式水中汚物ポンプ $\phi100\times0.7^{m3/min}\times9^{m\ H}$	3
11	主ﾎﾟﾝﾌﾟ吊上用ﾁｪﾝﾌﾞﾛｯｸ	電動チェンブロック $0.5^{ton}\times9^{m\ H}$	1
12	スカムカゴ	金網式 $0.1m^{3}$	2
13	ディッチ流入可動堰	角形外ネジ式 $300^{W}\times300^{H}$	2
14	ディッチ攪拌機	横軸ローター式 $\phi710\times2400^{mm\ L}$	4
15	攪拌機搬入用ﾁｪﾝﾌﾞﾛｯｸ	ｷﾞﾔｰﾄﾞﾄﾛﾘ付ﾁｪﾝﾌﾞﾛｯｸ $2^{ton}\times5^{m\ H}$	1
16	ディッチ流出可動堰	角形外ネジ式 $300^{W}\times300^{H}$	2
17	汚泥掻寄機	中央駆動懸垂型 $\phi7300\times3000^{H}$	2
18	返送汚泥ポンプ	無閉塞型汚泥ポンプ $\phi80\times0.5^{m3/min}\times7^{m\ H}$	3 (1)
19	返送汚泥量調節弁	電動バタフライ弁 $\phi100$	2
20	余剰汚泥ポンプ	無閉塞型汚泥ポンプ $\phi80\times0.35^{m3/min}\times2^{m\ H}$	2
21	余剰汚泥引き切換弁	電動偏心構造弁 $\phi150$	2
22	床排水ポンプ	水中汚水ポンプ $\phi65\times0.15^{m3/min}\times5^{m\ H}$	2
23	塩素注入器	固形次亜注入式 充填容量 70^{kg}	1
24	汚泥供給ポンプ	一軸ネジ式ポンプ $\phi65\times0.05^{m3/min}\times7^{m\ H}$	2
25	汚泥濃縮機	立形遠心ろ過式 $3^{m3/Hr}$	1
26	汚泥貯留槽攪拌機	空気攪拌機 $0.2^{m3/min}$	1
27	自動給水装置	圧力タンク式自動給水装置 $400^{\ell/min}\times31.5^{m}\times$3.7kw×2台	1
28	原水ストレーナ	自動洗浄ストレーナ 原水量　$0.2^{m3/min}$	1
29	エリミネーター	慣性衝突式 $24^{m3/min}$	1
30	吸引ファン	片吸引ターボファン $^{\#}2\times24^{m3/min}\times200^{mmAq}$	1

特記別表3　業務対象設備の概要

No	名称	型式・仕様	台数
31	活性炭吸着塔	立型カートリッジ式 処理風量 24$^{m3/min}$	1
32	活性炭搬入用ﾁｪﾝﾌﾞﾛｯｸ	ギャードトロリ式チェンブロック 0.5^{ton}×4^{m} H	1
33	汚泥ピット攪拌機	空気攪拌機 0.1$^{m3/min}$	1
34	機器搬入用ﾁｪﾝﾌﾞﾛｯｸ	ギャードトロリ付電動チェンブロック 0.5^{ton}×9^{m} H	1

注）台数欄のｶｯｺ内には予備機の台数を示す。

特記別表4　施設管理業務一覧

No	業務名	業務内容
1	除草業務	荒れない程度に，適宜除草
2	剪定業務	荒れない程度に，適宜枝打ち
3	庁舎清掃業務	建屋内の整理整頓，適宜清掃
4	警備業務	勤務者が入場者対応をする程度のレベル
5	見学者対応	市職員の補助

新潟市島見浄化センター等

包括的維持管理業務

業 務 要 求 水 準 書

新潟市下水道部下水道管理センター

施設管理課

１．水量等の処理実績

（１）水量及び水質実績

年度		14	15	16	17	18
年間放流水水量（㎥/年）		212,774	210,630	212,774	213,680	222,631
日平均放流水量（㎥/日）		583	575	582	582	610
日最大放流水量（㎥/日）		907	807	879	1,114	748
日最小放流水量（㎥/日）		489	495	502	484	402
搬出汚泥量 （㎥/年）		648	632	633	688	722
下水流入水質	ｐＨ	7.4 (7.1～7.9)	7.2 (7.0～7.6)	7.1 (6.8～7.6)	7.5 (7.2～7.8)	7.3 (6.9～7.8)
	ＢＯＤ （mg/ｌ）	160 (69～250)	210 (150～320)	190 (120～280)	200 (140～310)	180 (100～240)
	ＳＳ （mg/ｌ）	140 (88～230)	120 (75～200)	160 (110～200)	150 (88～230)	190 (130～320)
	T-N （mg/ｌ）	31 (24～42)	34 (24～52)	25 (19～31)	27 (18～39)	25 (19～32)
	T-P （mg/ｌ）	-	-	-	2.7 (1.7～3.9)	3.3 (2.3～4.5)
放流水質	ｐＨ	7.1 (6.9～7.4)	6.8 (6.5～7.3)	7.0 (6.5～7.4)	6.9 (6.6～7.4)	7.2 (6.7～7.6)
	ＢＯＤ （mg/ｌ）	3.8 (1.5～12)	5.1 (1.6～18)	2.9 (1.2～5.9)	3.1 (0.7～12)	2.8 (1.5～4.3)
	ＳＳ （mg/ｌ）	2.6 (0.5未満～7.0)	2.1 (0.5未満～11)	1.8 (0.5未満～39)	1.6 (4.2～11)	1.7 (0.8～4.7)
	大腸菌群数（個/㎤）	11 (0～150)	1 (0～12)	2 (0～4)	11 (0～96)	3 (0～35)
	T-N （mg/ｌ）	8.1 (1.2～20)	5.5 (2.0～20)	4.7 (1.3～9.8)	5.0 (1.3～10)	5.8 (2.2～14)
	T-P （mg/ｌ）	1.2 (0.3～1.6)	1.5 (0.50～1.5)	0.93 (0.41～1.7)	0.88 (0.35～1.4)	1.3 (0.41～2.8)

※1 カッコ内は当該年度の最小値と最大値を示す。

２．流入水等の予定

（１）流入下水量

年度	20 (7月～3月)	21	22	23 (4月～6月)
流入水量 （㎥）	160,900	214,500	214,500	53,600

（２）流入水質等

流入水質（計画値）	ｐＨ		5 ～ 9 ［実績 6.8～7.9 平均 7.3］（－）
	ＢＯＤ	(mg/ｌ)	600 以下 ［実績 69～320 平均 188］（170）
	ＳＳ	(mg/ｌ)	600 以下 ［実績 75～320 平均 152］（140）
	T-N	(mg/ｌ)	－ ［実績 18～24 平均 28］（－）
	T-P	(mg/ｌ)	－ ［実績 1.7～4.5 平均 3.0］（－）

※1 実績欄の平均は平成14～18年度単純平均。

※2 実績及び（計画値）は参考とする。

※3 T-Pについて実績欄の平均は平成17～18年度単純平均。

（３）変動費原単位基準

年度	20 (7 月～3 月)	21	22	23 (4 月～6 月)
電力（円/㎥）	13.74	13.74	13.74	13.74
通信（円/㎥）	－	－	－	－
燃料（円/㎥）	－	－	－	－
薬品（円/㎥）	1.92	1.92	1.92	1.92
水道（円/㎥）	－	－	－	－

※ 変動費は、処理場における流入水量をもとに算定するものとする。

３．維持管理要求水準

（１）処理場施設の運転操作，監視に関する業務要求水準

ア 水質等の要求基準は，契約基準及び提案基準とし，水処理及び汚泥処理を良好な状態に保つよう運転すること。

放流水等要求基準

項目	単位	契約基準	提案基準	備考
ｐＨ	－	5.8以上 8.6以下	受託者提案の自主管理基準 〔ｐＨ〕 〔ＢＯＤ〕 〔ＳＳ〕 〔大腸菌群数〕 〔濃縮汚泥濃度〕	
ＢＯＤ	mg/l	10 以下		
ＳＳ	mg/l	10 以下		
大腸菌群数	個/cm^3	300 以下		
濃縮汚泥濃度	％	3　程度		

※　契約基準は受託者が達成しなければならない契約上の年間平均基準値　　（法定検査24回/年の平均値）ただし濃縮汚泥濃度は汚泥搬出時測定結果の平均値

イ　運転操作及び監視業務は，変化する処理条件に対しても施設の性能等を踏まえた適正な処理を行うとともに当該施設の延命化に資する適切な運転操作，及びこれを安定して維持するための監視を連続的に行うこと。

ウ　受託者は，自らが行う環境計測その他により，水質等の基準の未達成のおそれ等が判明した場合は，すみやかな報告その他の措置について特記仕様書第5 条にしたがい適切に対応すること。

エ　特記仕様書第2 条に係る委託者の指示に基づく運転変更等に起因する場合は，委託者が認めるその範囲において，この要求水準を適用しない。

オ　上記，実施内容の的確性が説明できるデータの収集・整理

（２）マンホールポンプ施設の運転操作，監視に関する業務要求水準

ア 対象施設の性能等を十分理解し，大雨・異常流入・停電等に対しても，浸水被害を発生させたり，汚水を流出することがないよう，適切な運転操作，監視を実施するとともに，必要に応じて現場出動による適切な対応を行う。

イ 対象施設の性能等を十分理解し，マンホールポンプ施設及びマンホールポンプ施設の下流部に過負荷を生じないよう，効率的な運転操作，監視を実施すること。

ウ 上記の業務にて，異常・不良を発見した場合には，速やかに委託者に報告するとともに，適切な処置を講ずること。

エ 上記，実施内容の的確性が説明できるデータの収集・整理

（３）設備の保守点検に関する業務要求水準

ア 設備機器について，各設備機器等が有している機能を正常に発揮し，かつ各設備機器の耐用を増すための，日常点検，定期点検，臨時点検，簡易な故障修理の実施計画を作成すること。

イ 設備機器について，各設備機器等が有している機能を正常に発揮するよう日常点検，定期点検，臨時点検を通し，機能の確認，整備，簡易な故障修理等を行うこと。

ウ 点検等で異常・不良あるいは毀損等を発見した場合には，速やかに委託者に報告するとともに，適正な処置を講ずること。

エ 上記，実施内容の的確性が説明できるデータの収集・整理

（４）施設管理に関する業務要求水準

ア 縦覧資料に示す施設管理に関する業務内容を年間計画に基づいて，適時，適切に執行し，業務仕様と同等以上のレベルを確保すること。

イ 各年度ごとに指定する交換部品等は，仕様変更による性能低下とならないように実施すること。

ウ 業務の点検結果等で異常が確認された場合は，速やかに委託者に報告するとともに，修繕その他適正な処置を講ずること。

エ 上記，実施内容の的確性が説明できるデータの収集・整理

（５）環境計測に関する業務要求水準

ア 浄化センターにおける採取箇所，採取方法，試験項目及び頻度は，適時・適切に実施する。

イ 日常の維持管理に必要な流入水，処理過程水，放流水の総合的な水質の把握並びに反応槽内活性汚泥の状態把握のために水質試験及び機能試験・ＳＳ試験・放流水の残留塩素測定試験を行うこと。（法定検査を除く）

ウ 良好な汚泥処理に必要な遠心濃縮機及びその他汚泥処理工程の状態把握のために汚泥試験を行うこと。

エ 水質試験及び汚泥試験は日本工業規格（ＪＩＳ）並びに社団法人日本下水道協会制定の「下水試験方法」に基づき，実施すること。

オ 水質計測機器や水質モニター計の維持管理を適正に行い，その測定値の信頼性を確保すること。

カ その他維持管理上必要な試験及び業務を行うとともに委託者が実施する法定検査に対する協力を行う。

キ 上記，実施内容の的確性が説明できるデータの収集・整理

（６）環境対策に関する業務要求水準

ア 悪臭，騒音の発生その他環境影響被害を防止するため，設備の運転方法，保守点検，作業方法，機能確認等を適切に行うほか，発生源又は敷地境界等では，五感又は機器により測定を適宜実施し，良好な環境を保全すること。

イ 測定結果等に異常が確認された場合は，委託者に報告するとともに測定頻度を増すなど監視の強化を行うほか，効果的な改善策を実施すること。

ウ 上記，実施内容の的確性が説明できるデータの収集・整理

（７）修繕に関する業務要求水準

ア 当該施設ならび設備の機能が正常に発揮・維持できるよう，適切に修繕を実施すること。

イ 修繕に使用する部品等は，仕様変更による性能低下とならないように実施する。

ウ 偶発的に生じた設備などの故障，不良，破損などが生じた場合は適宜補修などを実施し，その機能の回復を図ること。

エ 委託終了時における施設の現状回復のための補修を含むものとする。

オ 修繕実施後の履歴を整理し，委託者に報告すること。

カ 実施内容の的確性が説明できるデータの収集・整理

（８）物品等の調達・管理に関する業務要求水準

ア 適正な品質及び規格の物品等を調達し，施設機器の運転，耐用年数等に影響を与えないようにすること。（表－１）

イ 常に在庫数量等を把握して適宜適切に調達し，在庫不足，品質低下等による施設運転等への支障を与えないようにすること。

ウ 物品管理者及び薬品類の管理者を選任し，保管，取扱等には十分注意して適正な管理を行うこと。

エ 計量証明書，品質証明書等の書類（写し）を，委託者に提出すること。

オ 業務の履行開始日に支給する燃料，工業薬品，電気機械消耗品類，分析用薬品，分析器具等の貸与品については，その種類，規格，数量等を借用書に記載し，委託者に提出すること。

カ 契約終了にあたっては，業務の履行開始日に支給された貸与品は，支給時の規格のものを，支給時の在庫量に復すること。

キ 物品等の調達・管理について的確性が説明できるデータの収集・整理

表－１ 物品等の規格

（薬品） １． 次亜塩素酸カルシウム
（石油燃料） １．軽 油（発電機用，規格：ＪＩＳ Ｋ２２０４ １ 号）

新潟市島見浄化センター等
包括的維持管理業務委託

様　式　集

平成 20 年 2 月 25 日

新潟市下水道部下水道管理センター
施設管理課

新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務委託　様式集

目　　次

様式第１－１号　[単独企業用]　入札参加申請書
様式第１－２号　[共同企業体用]　入札参加申請書
様式第２号　　新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務共同企業体協定書
様式第３号　　[共同企業体用]　委任状
様式第４号　　[単独・共同企業体用]　過去３年間の維持管理実績
様式第５－１号　[単独・共同企業体用]　総括責任者等選任書
様式第５－２号　[単独・共同企業体用]　経歴書
様式第６号　　[単独・共同企業体用]　秘密保持誓約書
様式第７号　　[単独・共同企業体用]　現地確認申込書
様式第８号　　入札参加資格確認結果通知書
様式第９－１号　[単独企業用]　入札書
様式第９－２号　[共同企業体用]　入札書
様式第 10 号　　委任状
様式第 11 号　　[単独・共同企業体用]　入札辞退届
様式第 12－１号　[単独企業用]　見積内訳書
様式第 12－２号　[共同企業体用]　見積内訳書
様式第 13 号　　[単独・共同企業体用]　質疑書

（様式第１－１号）　[単独企業用]

一般競争入札参加申請書

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　　様

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印
担 当 者 所 属
氏　名
ＴＥＬ
電子メール

平成 20 年 2 月 28 日付で入札公告のありました「新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務」に係る総合評価一般競争入札への参加を希望しますので，下記のとおり関係書類を添付して申請します。なお，本申請にあたっては，入札説明書２（１）及び（２）の要件を満たしていることを表明します。

添付書類
１　過去３年間の維持管理実績
２　１を証明する書類
３　総括責任者等選任書
４　３の資格及び雇用関係を証明する書類
５　誓約書

※１　申請は，原則として本店の代表者名で行ってください。ただし，平成 19・20 年度競争入札参加資格申請時（登録時）において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は，受託者名で申請してください。
※２　受託者は，３の総括責任者等の変更ができないので留意すること。

（様式第１－２号）　[共同企業体用]

一般競争入札参加申請書

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　　様

（共同企業体の名称）

（代表企業）
所　　在　　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印
担 当 者 所 属
氏　名
ＴＥＬ
電子メール

平成 20 年 2 月 28 日付で入札公告のありました「新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務」に係る総合評価一般競争入札への参加を希望しますので，下記のとおり関係書類を添付して申請します。なお，本申請にあたっては，入札説明書２（１）及び（３）の要件を満たしていることを表明します。

添付書類
１　委任状
２　新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務共同企業体協定書
３　過去３年間の維持管理実績
４　３を証明する書類
５　総括責任者等選任書
６　５の資格及び雇用関係を証明する書類
７　誓約書

※１　申請は，原則として代表企業の本店の代表者名で行ってください。ただし，平成 19・20 年度競争入札参加資格申請時（登録時）において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は，受託者名で申請してください。
※２　受託者は，５の総括責任者等の変更ができないので留意すること。

（様式第２号）

新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は，次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一　新潟市発注に係る新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務（以下，「業務」という。）の受託

二　前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は，新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務共同企業体（以下，「企業体」という。）と称する。

（事業所の所在地）

第３条　企業体は，事務所を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　企業体は，平成　　年　　月　　日に成立し，業務の完了後３か月を経過するまでの間は解散することができない。

２　企業体は，第１条に規定する業務を請け負うことができなかったときは，前項の規定にかかわらず，当該業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　企業体の構成員は，次のとおりとする。

所　在　地
商号又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　在　地
商号又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　在　地
商号又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表企業の名称）

第６条　企業体は，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代表企業とする。

（代表企業の権限）

第７条　企業体の代表企業は，第１条に規定する業務の履行に関し，当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料の請求，受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合等）

第８条　企業体の各構成員の出資の割合は，次のとおりとする。ただし，当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても，構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿％

商号又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿％

商号又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿％

２　金銭以外のものによる出資については，時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）
第９条　企業体は構成員全員をもって運営委員会を設け，組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項，資金管理方法，業務の一部の再委託の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し，第１条に規定する業務の履行に当たるものとする。
（構成員の責任）
第 10 条　各構成員は，第１条に規定する業務の履行及び再委託契約その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し，連帯して責任を負うものとする。
（取引金融機関）
第 11 条　企業体の取引金融機関は，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿銀行＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿店とし，共同企業体の名称を冠した代表企業名義の別口預金口座によって取引するものとする。
（決済）
第 12 条　企業体は，第１条に規定する業務完了の都度，当該業務について決済するものとする。
（利益金の配当の割合）
第 13 条　決算の結果利益を生じた場合には，第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。
（欠損金の負担の割合）
第 14 条　決算の結果欠損金を生じた場合には，第８条に規定する出資の割合により構成員に欠損金を負担するものとする。
（権利義務の譲渡の制限）
第 15 条　本協定書に基づく権利義務は，他人に譲渡することはできない。
（業務履行途中における構成員の脱退に対する措置）
第 16 条　構成員は，発注者及び構成員全員の承認がなければ，当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。
２　構成員のうち業務履行途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては，残存構成員が共同連帯して業務を完了する。
３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは，残存構成員の出資の割合は，脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を，残存構成員が有している出資の割合により分割し，これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。
４　脱退した構成員の出資金の返還は，決算の際行うものとする。ただし，決算の結果欠損金を生じた場合には，脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。
５　決算の結果利益を生じた場合において，脱退構成員には利益金の配当は行わない。
（構成員の除名）
第 16 条の２　当企業体は，構成員のうちいずれかが，業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては，他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
２　前項の場合において，除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては，前条第２項から第５項までを準用するものとする。
（業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置）
第 17 条　構成員のうちいずれかが業務履行途中において破産又は解散した場合においては，第 16 条第２項から第５項までを準用するものとする。
（代表者の変更）
第 17 条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては，従前の代表者に代えて，他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうち

いずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後のかし担保責任）

第 18 条　当企業体が解散した後においても，当該業務につきかしがあったときは，各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第 19 条　この協定書に定めのない事項については，運営委員会において定めるものとする。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿外＿＿＿社は，上記のとおり新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務共同企業体協定書を締結したので，その証拠としてこの協定書＿＿＿通を作成し，各通に構成員が記名捺印し，１通は発注者に提出し，他は各自所持するものとする。

平成　　年　　月　　日

構 成 員　所　在　地
(代表企業)　商号又は名称
代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

構 成 員　所　在　地
商号又は名称
代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

構 成 員　所　在　地
商号又は名称
代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

（様式第３号）　【共同企業体用】

年　月　日

委　任　状

（あて先）　新潟市長

委託名	委託

特定共同企業体の名称	特定共同企業体
構成員 住所 商号又は名称 氏名	○ 届出済使用印
構成員 住所 商号又は名称 氏名	○ 届出済使用印
構成員 住所 商号又は名称 氏名	○ 届出済使用印
構成員 住所 商号又は名称 氏名	○ 届出済使用印

私は，下記の特定共同企業体代表者を代理人と定め，次の権限を委任します。

受任者 代表者及び構成員 住所 商号又は名称 氏名	○ 届出済使用印
委任事項	1　入札・見積りに関する件 1　契約締結に関する件 1　業務委託料（前払金及び部分払金を含む）の請求・受領に関する件 1　保証金の納付・還付・請求・受領に関する件 1　復代理人選任に関する件

（様式第４号）　[単独・共同企業体用]

過去３年間の維持管理実績

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　　様

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

標記について，下記の受託実績があることを報告いたします。

１　業務名
（１）施設名称
（２）現有処理能力　　m^3／日
（３）発注者
（４）受託者
（５）履行期間　　平成　　年　　月　　日　から　平成　　年　　月　　日　まで

２　業務名
（１）施設名称
（２）現有処理能力　　m^3／日
（３）発注者
（４）受託者
（５）履行期間　　平成　　年　　月　　日　から　平成　　年　　月　　日　まで

３　業務名
（１）施設名称
（２）現有処理能力　　m^3／日
（３）発注者
（４）受託者
（５）履行期間　　平成　　年　　月　　日　から　平成　　年　　月　　日　まで

※　施設等の概要について判断できる資料，上記の維持管理業務の実績を有していることを証明する書類等を添付すること。
※　共同企業体としての実績の場合は，代表企業であることを証明する書類等を添付すること。

（様式第５－１号）　[単独・共同企業体用]

総括責任者等選任書

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　　様

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

平成 20 年 2 月 28 日付で入札公告のありました「新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務」を受託した場合は，入札説明書２（２）①の要件を満たすため，下記の社員を総括責任者として選任し，かつ業務開始に先立って実施する業務引継ぎの開始日の前日までに専任で配置できることを表明します。

記

１　総括責任者

添付書類
１　経歴書（様式第５－２号）
２　下水道法施行令第 15 条の３の有資格者を証明するもの又はその写し
３　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類又はその写し

※　受託者は，原則として上記の総括責任者等の変更ができないので留意すること。

（様式第５－２号）　[単独・共同企業体用]

経　　歴　　書

1　現　住　所

氏　名

昭和　　年　　月　　日生

学 歴 及 び 資 格

1　　年　　月　　日　　卒業

1　　年　　月　　日　　○○士合格（　　）登録　　号

1　　年　　月　　日　　○○資格（○○資格者証　交付番号第　　号）

以　下　列　記

職　　歴

1　　年　　月　　日　　入社

1　　年　　月　　日

以　下　列　記

上記のとおり相違ありません。

平成　　年　　月　　日

氏　名　　印

※1　学歴は最終学歴（専攻科目まで）を記入すること。
※2　資格は，その名称，等級，種別，登録番号を記入すること。

（様式第６号）　[単独・共同企業体用]

秘密保持誓約書

（以下「乙」という。）は，平成 20 年 2 月 28 日付で入札公告のありました「新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務」（以下「当該調達」という。）に関する業者選定の秘密保持に関し，新潟市（以下「甲」という。）に対し次のとおり誓約します。

（目的）

第１条　当該秘密保持誓約は甲が当該調達において開示した情報の秘密保持について誓約するものです。

（秘密情報）

第２条　当該誓約において，秘密情報とは甲から乙に対して明確に秘密と指示されて開示される当該調達の仕様書等の情報で，公には入手できない情報とします。

（適用除外）

第３条　前条にかかわらず，当該誓約に関して次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

（１）　公知の情報

（２）　甲から乙が開示を受けた後，乙の責によらないで公知となった情報

（３）　開示について甲の書面により事前の許可がある場合

（秘密保持）

第４条　乙は，甲から開示された秘密情報を甲の事前の書面による許可がない限り，秘密情報を第三者に対して開示または漏洩しません。

（目的外使用の禁止）

第５条　乙は秘密情報を当該調達のために必要な限りにおいて利用できるものとし，事前に甲の書面による許可を得ない限りは，当該調達以外の目的には一切使用又は利用しません。

（損害賠償）

第６条　乙が当該誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩したり，外部に持ち出したりしたことで甲が損害を被った場合には，甲は乙に対して損害賠償を請求し，かつ，甲が適当と考える必要な措置を採ってもかまいません。

（情報の返還）

第７条　乙は当該調達終了後には甲から開示・提供を受けた秘密情報を甲に返却し，また甲の事前の承認を得て作成した複製物を廃棄します。

（協議事項）

第８条　当該誓約に定めのない事項に関しては，別途甲と協議の上，円満に解決を図ります。

誓約日　　平成　　年　　月　　日

乙

法人住所

法人名

代表者　　印

（様式第７号）　[単独・共同企業体用]

現地確認申込書

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　　様

（申請者）
所　　在　　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

「新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務」における入札説明書５（２）に規定された，現地確認及び関係資料の閲覧を希望します。

【連絡先】

担当者　氏名	
所属・役職	
電話・ＦＡＸ	
電子メール	

【希望日】

（平成　　年　　月　　日（　）から　　月　　日（　）まで（土日を除く。）のうちから，第３希望まで記入すること）

希望順位	希　望　日（該当に○をつけること）
第１希望	平成　　年　　月　　日（　　）　午前　・　後　・　１日
第２希望	平成　　年　　月　　日（　　）　午前　・　後　・　１日
第３希望	平成　　年　　月　　日（　　）　午前　・　後　・　１日

【縦覧・見学の予定者】

企業名・役職	氏名

【結果の通知】（申込者記入不用）

指定日時	平成　　年　　月　　日（　　）　　時　　から

※　返送された本申込書に代表者印を押印のうえ，縦覧・現地施設見学の際に持参すること。

（様式第８号）

入札参加資格確認結果通知書

平成　　年　　月　　日

（申請者）

様

新潟市長　　篠　田　　昭

先に提出いただきました「新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務」の一般競争入札参加申請書について，下記のとおり確認結果をお知らせいたします。

参加資格確認結果に関わらず，今回の入札への参加申請をいただきましたことにつきまして，厚く御礼申し上げます。

今後とも，本市の下水道事業にご理解とご協力をお願いいたします。

記

1　参加資格の有無　　有　・　無

2　参加資格が「有」の場合における技術提案書指定番号

3　参加資格が「無」の場合において，参加資格に適合しないと認めた項目名及び理由

※　参加資格があると認められた方は，入札・開札に立ち会う際に，本書を提示していただきますので，必ず持参してください。また，入札を途中辞退する場合は，できるだけ早い段階で「入札辞退届（様式第11－１号）又は（様式第11－２号)」を提出してください。なお，今後の日程及び手続き等につきましては，先に配布した入札説明書等を参照してください。

（問合わせ先）
新潟市下水道部下水道管理センター
維持管理課管理係
住所：〒950-1146
新潟市中央区太右エ門新田1422番地3
電話：025-281-9060
E-mail：iji.ps@city.niigata.lg.jp

（様式第９－１号）　[単独企業用]

入　　札　　書

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　　様

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

調達サービス名	新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務												
入札金額	十億			百万			千			円			
入札保証金	免　　除												
履行期間	平成　20 年　7 月　1 日　から　平成　23 年　6 月　30 日　まで												
履行場所	新潟市北区島見町 3700 番地 1（島見浄化センター内）　ほか												

※１　ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。
※２　金額は一枠ずつ算用数字で記入し，金額の前の枠に￥をつけること。
※３　見積内訳書（様式 12 号－１号）又は（様式第１２－２号）と整合性をとること。

（様式第９－２号）　[共同企業体用]

入　　札　　書

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　　様

（共同企業体の名称）

（代表企業）
所　　在　　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印
担 当 者 所 属

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

調達サービス名	新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務											
入札金額	十億			百万			千			円		
入札保証金	免　　除											
履行期間	平成　20 年　7 月　1 日　から　平成　23 年　6 月　30 日　まで											
履行場所	新潟市北区島見町 3700 番地 1（島見浄化センター内）　ほか											

※１　ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。
※２　金額は一枠ずつ算用数字で記入し，金額の前の枠に￥をつけること。
※３　見積内訳書（様式 12 号－１号）又は（様式第１２－２号）と整合性をとること。

（様式第 10 号）

委　任　状

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　　様

私は次の者をもって，下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者　　住　所

氏　名　　印

受 任 者　　氏　名　　印

記

件　名　　新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務

（様式第１１号）　[単独・共同企業体用]

入 札 辞 退 届

件　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

辞退理由（出来るだけ詳しく記入して下さい。）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成　　年　　月　　日

（特定共同企業体の場合は特定共同企業体名）

住　所

（特定共同企業体の場合は代表者）

商号又は名称　　㊞

代表者氏名

新　潟　市　長　　様

（様式第１２－１号）　［単独企業用］

見　積　内　訳　書

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　　様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名　　印
担当者所属

単位：円

費　　目	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	合計	備考
管理業務費						
運転管理業務費（諸経費含む）						
小計						
修繕費業務費						
小計						
ユーティリティ費						
消耗品費(薬品費含む)						
燃料費						
光熱水費						
通信費						
小計						
合　　計						

※　消費税及び地方消費税を含まない額である。

（様式第１２－2号）　［共同企業体用］

見　積　内　訳　書

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　　様

（共同企業体の名称所）

（代表企業）
所在地
商号又は名称
代表者職氏名　　印
担当者所属

単位：円

費　　目	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	合計	備考
管理業務費						
運転管理業務費（諸経費含む）						
小計						
修繕費業務費						
小計						
ユーティリティ費						
消耗品費(薬品費含む)						
燃料費						
光熱水費						
通信費						
小計						
合　　計						

※　消費税及び地方消費税を含まない額である。

（様式第１３号）

質　疑　書

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
（担当者　　）
（ＦＡＸ番号　　）

１　委託番号

２　委　託　名

質　疑　事　項

平成 19 年度	業務委託番号 第　　1　　号	履行期間	（自）　平成　20　年　7　月　1　日 （至）　平成　23　年　6　月　30　日

調達サービス名	新潟市島見浄化センター等包括的維持管理業務委託
履 行 場 所	新潟市北区島見町 3700 番地 1　新潟市島見浄化センター　ほか

委 託 内 容

処理場施設の運転操作及び監視に関する業務

マンホールポンプ施設の運転操作及び監視に関する業務

設備の保守点検に関する業務

環境計測に関する業務

環境対策に関する業務

修繕業務

物品等の調達及び管理に関する業務

≪ 委 託 設 計 書 ≫

調達サービス委託金額	金　　.. 円也

費　　目	工　　種	金　　額	摘　　要
運転管理業務価格			
修繕業務価格			
ユーティリティ費			
業務価格			
消費税等相当額			
業務委託費			

業務委託費内訳書								
費　目	工　種	種　別	細　別	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘　要
運転管理業務								
	下水処理場							
		直接業務費						
			保守点検業務	式	1			第 1号明細書
			運転操作監視業務	式	1			第 2号明細書
			現地水質試験業務	式	1			第 3号明細書
			事務業務	式	1			第 4号明細書
			その他の業務	式	1			第 5号明細書
		直接業務費計						
		直接経費		式	1			
		技術経費		式	1			
		間接業務費		式	1			
	下水処理場計			式	1			
	マンホールポンプ施設							
		直接業務費						
			保守点検業務	式	1			第 6号明細書
			その他の業務	式	1			第 7号明細書
		直接業務費計						
		直接経費		式	1			
		技術経費		式	1			
		間接業務費		式	1			
	マンホールポンプ施設計			式	1			
	業務原価							
		諸経費		式	1			
運転管理業務価格								
修繕業務								
	下水処理場等							
		業務費						
			予定修繕費	式	1			第 8号明細書
	下水処理場等計							
	業務原価							
修繕業務価格								
ユーティリティ費								
	下水処理場							
		備消耗品費						
			薬品費	式	1			第 9号明細書
			器材	式	1			第 10号明細書
		備消耗品費計						
		燃料費						
			軽油使用料	式	1			第 11号明細書
		燃料費計						
		光熱水費						
			電力費	式	1			第 12号明細書
			水道使用料	式	1			第 13号明細書
			ガス使用料	式	1			第 14号明細書
		光熱水費計						
		通信運搬費						
			電話	式	1			第 15号明細書
		通信運搬費計						
	下水処理場計							
ユーティリティ費計								

業務委託費内訳書								
費　目	工　種	種　別	細　別	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘　要
業務価格								
消費税等相当額								
業務委託費								

第 1号明細書　保守点検業務

項　目	形　状	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘　要
保守点検業務	下水処理場 H20.7.1～H21.3.31	式	1			
保守点検業務	下水処理場 H21.4.1～H22.3.31	式	1			
保守点検業務	下水処理場 H22.4.1～H23.3.31	式	1			
保守点検業務	下水処理場 H23.4.1～H23.6.31	式	1			
調整額						
計						

第 2号明細書　運転操作監視業務

項　目	形　状	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘　要
運転操作監視業務	下水処理場 H20.7.1～H21.3.31	式	1			
運転操作監視業務	下水処理場 H21.4.1～H22.3.31	式	1			
運転操作監視業務	下水処理場 H22.4.1～H23.3.31	式	1			
運転操作監視業務	下水処理場 H23.4.1～H23.6.31	式	1			
調整額						
計						

第 3号明細書　現地水質試験業務

項　目	形　状	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘　要
現地水質試験業務	下水処理場 H20.7.1～H21.3.31	式	1			
現地水質試験業務	下水処理場 H21.4.1～H22.3.31	式	1			
現地水質試験業務	下水処理場 H22.4.1～H23.3.31	式	1			
現地水質試験業務	下水処理場 H23.4.1～H23.6.31	式	1			
調整額						
計						

第 4号明細書　事務業務

項　目	形　状	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘　要
事務業務	下水処理場 H20.7.1～H21.3.31	式	1			
事務業務	下水処理場 H21.4.1～H22.3.31	式	1			
事務業務	下水処理場 H22.4.1～H23.3.31	式	1			
事務業務	下水処理場 H23.4.1～H23.6.31	式	1			
調整額						
計						

第 5号明細書　その他の業務

項　目	形　状	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘　要
その他の業務	下水処理場 H20.7.1～H21.3.31	式	1			
その他の業務	下水処理場 H21.4.1～H22.3.31	式	1			
その他の業務	下水処理場 H22.4.1～H23.3.31	式	1			
その他の業務	下水処理場 H23.4.1～H23.6.31	式	1			
調整額						
計						

第 6号明細書　保守点検業務

項　目	形　状	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘　要
保守点検業務	マンホールポンプ施設 H20.7.1～H21.3.31	式	1			
保守点検業務	マンホールポンプ施設 H21.4.1～H22.3.31	式	1			
保守点検業務	マンホールポンプ施設 H22.4.1～H23.3.31	式	1			
保守点検業務	マンホールポンプ施設 H23.4.1～H23.6.31	式	1			
調整額						
計						

第 7号明細書　その他の業務

項　目	形　状	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘　要
その他の業務	マンホールポンプ施設 H20.7.1～H21.3.31	式	1			
その他の業務	マンホールポンプ施設 H21.4.1～H22.3.31	式	1			
その他の業務	マンホールポンプ施設 H22.4.1～H23.3.31	式	1			
その他の業務	マンホールポンプ施設 H23.4.1～H23.6.31	式	1			
調整額						
計						

第 8号明細書　予定修繕費

項　目	形　状	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘　要
予定修繕費	下水処理場等 H20年度	式	1			
予定修繕費	下水処理場等 H21年度	式	1			
予定修繕費	下水処理場等 H22年度	式	1			
予定修繕費	下水処理場等 H23年度	式	1			
計						

第 9号明細書　薬品費

項　目	形　状	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘　要
薬品費	下水処理場 H20年度	式	1			
薬品費	下水処理場 H21年度	式	1			
薬品費	下水処理場 H22年度	式	1			
薬品費	下水処理場 H23年度	式	1			
計						

第 10号明細書　器材

項　目	形　状	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘　要
器材	下水処理場 H20年度	式	1			
器材	下水処理場 H21年度	式	1			
器材	下水処理場 H22年度	式	1			
器材	下水処理場 H23年度	式	1			
計						

第 11号明細書　軽油使用料

項　目	形　状	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘　要
軽油使用料	下水処理場等 H20年度	式	1			
軽油使用料	下水処理場等 H21年度	式	1			
軽油使用料	下水処理場等 H22年度	式	1			
軽油使用料	下水処理場等 H23年度	式	1			
計						

第 12号明細書　電力費

項　目	形　状	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘　要
電力費	下水処理場 H20年度	式	1			
電力費	下水処理場 H21年度	式	1			
電力費	下水処理場 H22年度	式	1			
電力費	下水処理場 H23年度	式	1			
計						

第 13号明細書　水道使用料

項　目	形　状	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘　要
水道使用料	下水処理場 H20年度	式	1			
水道使用料	下水処理場 H21年度	式	1			
水道使用料	下水処理場 H22年度	式	1			
水道使用料	下水処理場 H23年度	式	1			
計						

第 14号明細書　ガス使用料

項　目	形　状	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘　要
ガス使用料	下水処理場 H20年度	式	1			
ガス使用料	下水処理場 H21年度	式	1			
ガス使用料	下水処理場 H22年度	式	1			
ガス使用料	下水処理場 H23年度	式	1			
計						

第 15号明細書　電話

項　目	形　状	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘　要
電話	下水処理場 H20年度	式	1			
電話	下水処理場 H21年度	式	1			
電話	下水処理場 H22年度	式	1			
電話	下水処理場 H23年度	式	1			
計						